

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 29 年 3 月 15 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 2 2 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、川畑副委員長、石田・高橋（克幸）・中村（誠吾）・ 前田各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村誠吾委員、前田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「小樽市空家等対策計画について」

○（建設）川嶋主幹

小樽市空家等対策計画について報告いたします。

資料 1 をごらんください。

最初に、本年 1 月 23 日に開催された建設常任委員会勉強会以降の経過について、「1 これまでの経過」に記載しておりますが、12 月 26 日から 1 月 31 日までパブリックコメントの募集を行いました。4 名の方から「空き家の意味の定義は」「空き家・空き地バンクの抜本的な見直しが必要」など、17 件の質問・意見等があり、これら意見・質問等に対する市の考え方は資料 4 で取りまとめておりますが、パブリックコメントによる計画素案の変更、修正はありません。

次に、素案から変更、修正した箇所についてですが、資料 2、小樽市空家等対策計画の 2 ページ目ですが、平成 27 年国勢調査（速報値）として記載していた「人口 12 万 1,910 人、世帯数 5 万 5,266 世帯（速報値）」を削除し、確定値である「人口 12 万 1,924 人、世帯数 5 万 5,466 世帯」に修正いたしました。これらのことを 2 月 17 日に開催しました市長、副市長を含む関係部長会議に諮り、小樽市空家等対策計画を決定しました。

計画の概要については、さきの勉強会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

本計画は、本年 4 月からスタートしますが、本計画に基づく各種空き家対策事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「平成 29 年度臨時市道整備事業について」

○（建設）建設事業課長

平成 29 年度臨時市道整備事業について説明いたします。

予算額につきましては、今年度と同額の 3 億 6,000 万円を計上しており、そのうち 8,000 万円を債務負担分として 3 月中に発注いたしまして、残りの 2 億 8,000 万円を通常分として 4 月以降に発注を予定しております。

それでは、お手元に配付しました資料に沿って御説明いたします。

表紙をめくっていただき左側のページの事業計画書をごらんください。全部で 21 路線を記載しておりますが、これらは側溝や舗装の老朽化が著しい路線や溢水対策などが必要な路線などについて、整備の緊急性、路線の重要度、事業の効果などを総合的に判断し、選定したものであります。内訳といたしましては、種別の欄に記載しておりますが、道路改良が 15 路線、側溝改良が 3 路線、舗装改良が 3 路線となっております。

また、新規・継続の数につきましては、新規が 10 路線、継続が 11 路線となっており、続いて隣の摘要の欄ですけれども、債務負担分が 5 路線、通常分が 16 路線となっております。個別路線の説明は省略させていただきますが、図面の見方につきましては、右ページの上段の図、1 番の忍路第 3 上下連絡通線を例に説明させていただきます。凡例に記載しておりますが、実線が平成 29 年度の施工区間となっており、点線が平成 30 年度以降の予定区間となっております。

また、工事内容につきましては、標準断面図を記載しておりますので御参照願います。

なお、これらの計画路線につきましては、今後、詳細調査などにより延長や内容等が変更となる可能性もありま

すことを申し添えます。

○委員長

「小樽市住宅エコリフォーム助成事業について」

○（建設）建築住宅課長

小樽市住宅エコリフォーム助成事業について報告します。

お手元に配付しております資料をもとに御説明いたします。

本事業は、小樽市住宅リフォーム助成事業の後継として、住宅エコに特化したリフォーム工事について助成する事業として本年度からスタートしたところですが、「1 今年度の申請件数等」につきましても、申請件数が 5 件、助成金額が 64 万 8,000 円であり、対象工事内容は、窓断熱改修や床・天井断熱改修、省エネ型機設置でありました。

初年度の利用が低調であったことから、昨年行いました建築関係団体のヒアリング結果を踏まえ、対象住宅や対象工事について、新年度から次のように変更し、利用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

「2 変更内容の概要」ですが、まず対象住宅については、①利用回数の緩和として、同一住宅は 1 回限りの利用としておりましたが、年度内は 1 回とし、複数回の利用ができるように緩和するとともに、過去に小樽市住宅リフォーム助成事業を利用している場合も本事業の利用ができるように見直します。

ただし、複数回の利用については 30 万円までとした限度額を設けています。

次に、対象工事については、現行では窓の断熱改修工事を行う場合に居室の全ての窓の改修が必要でしたが、一部の居室の窓のみでも対象とすることとしました。

具体的な変更内容についての比較表を記載しておりますが、ただいま御説明した内容をゴシック表記にて記載し、それ以外の内容は変更になっておりませんので説明は省かせていただきます。

新年度からは、このように制度の一部を見直し、少しでも市民の皆様にご利用しやすい事業として利用が促進されるよう取り組んでまいりたい。

○委員長

「色内小学校跡地への道営住宅建設に係る経過及び現状について」

○（建設）建築住宅課長

色内小学校跡地への道営住宅建設に係る経過及び現状について御報告いたします。

資料をごらんください。

平成 25 年 8 月、北海道から道営住宅整備活用方針に基づき、市内の道営住宅の再編を進めるため、その協力とまちなかでの道営住宅建設候補地の紹介依頼があり、本市から色内小学校再編後の跡地を含む 4 カ所の候補地を提案しました。

同年 9 月に北海道から色内小学校再編後の跡地を建設候補地としたい旨の電話があったところです。

平成 26 年 3 月に学校適正配置等調査特別委員会に道営住宅の候補地案などについて御報告いたしました。その後、本市では、地域住民の皆様にご色内小学校再編後の跡地を道営住宅として活用することについての御意見を伺うため、同年 3 月、8 月、9 月に地域住民説明会を開催し、地域住民の皆様のご理解がおおむね得られたことから同年 11 月 25 日付で北海道に対し当該跡地での道営住宅の建設が促進されるよう計画の具体化に向けた要望書「道営住宅の整備について」を提出し、今後、協議が整った段階で再度建設についての要望書を提出することとしました。

また、地域住民説明会の内容などにつきましては、6 月、9 月及び 12 月に開催されました学校適正配置等調査特別委員会において、その都度御報告したところです。

同年 10 月、北海道から本市に対して市内の道営住宅の再編を進めるに当たり、再編後の既存道営住宅の解体跡地の譲渡や事業主体変更などについての打診がありました。これに対して、編成に伴う事業主体変更等の受け入れと、道営住宅の建設はリンクするものではないというお話でありましたので、12 月、北海道へ市営住宅の管理戸数や地

域ごとの入居状況などを鑑みると、解体跡地への譲渡や事業主体変更には応じられない旨を回答しました。

平成 27 年 9 月から平成 28 年 5 月まで、北海道に数回検討状況の問い合わせをしましたが、「現段階では検討中」との回答でありました。

その後、平成 28 年 9 月及び 10 月に北海道建設部住宅課を訪問し、検討の状況について伺ったところ、「色内小学校跡地に道営住宅を建設し移転し用途廃止することだけではなく、市内の既存住宅の再編をあわせて検討しなければならないので、市とどのような連携ができるのか互いに協議を進めていきたい」という回答があったところがあります。

平成 29 年 1 月にも同課を訪問し、市と連携してどのように再編していくか検討していく中で、色内小学校跡地での建てかえを目指して協議を進めていくことを再確認しました。

北海道では、現在も当該跡地は道営住宅の建設候補地として適地と考えておりますが、平成 26 年 12 月の解体跡地への市の譲渡などの打診に応じられなかったことから、道営住宅のニーズや市営住宅の状況を勘案しながら、再編計画の検討を進めているが、検討には時間を要している状況であるとのことであります。市といたしましても、色内小学校跡地での道営住宅建設に向け、本市がどのような連携が可能であるか検討を進めながら、今後も建設に向けて引き続き北海道と調整、協議を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市耐震改修促進計画について」

○（建設）建築指導課長

小樽市耐震改修促進計画について御報告いたします。

本計画について、パブリックコメントを本年 1 月 5 日から 2 月 3 日までの期間で実施したところ、一人の方から「所有者が市外の者であったり不明な場合の考慮が必要」など 4 件の質問・意見があり、これらに対する市の考え方は、資料 1 で取りまとめておりますが、パブリックコメントによる計画素案の変更・修正はありません。このことを市長、副市長を含む関係部長会議に諮り承認を得まして、2 月 22 日に小樽市耐震改修促進計画の策定を決定いたしました。

計画の概要につきましては、さきの勉強会で説明させていただきましたので省略いたします。

○委員長

「南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定について」

○（建設）まちづくり推進課長

南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定について御説明いたします。

南小樽駅及び同駅周辺地区の面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定中ですが、その案をまとめたので報告いたします。

まず、経過につきましては、基本構想策定協議会を昨年 7 月から先月まで 3 回開催しております。この間、資料の 24 ページからになりますけれども、「第 5 章 課題及び市民意向の把握」にあるとおり、昨年の 9 月、障害となっている場所や課題の把握のため、協議会委員の参加によりますまちあるき、本年 1 月に冬のまちあるきを行ったほか、30 ページからでございます昨年の 10 月に南小樽駅周辺の住民や駅利用者を対象としたアンケート調査を行っております。

さらに、パブリックコメントを昨年 12 月から本年 1 月にかけて実施いたしました。こうした経過を踏まえまして、先月、協議会から市へ「基本構想にかかわる意見書」の提出があり、基本構想案をまとめたところです。

パブリックコメント前の素案の段階からの修正点は、表記の統一や関連計画の精査などで、大きな変更点はございません。

資料の 1 ページに戻りまして、1 ページからは、「第 1 章 バリアフリー基本構想策定の背景と目的」、この章の中で 5 ページの下の方に「1-5 目標年次」とございますが、これを平成 38 年度としております。

6 ページからの「第 2 章 小樽市の概況と上位・関連計画」、この中で 15 ページの下に関連計画といたしまして、「(5) 小樽市障害者計画」を掲載しておりますけれども、素案の段階では、小樽市障害者福祉計画としておりました。これは、障害者計画は、障害者が社会生活をする上でのバリアフリーの基本理念を書いた計画であることから、関連計画として、よりふさわしいため変更しております。

17 ページからは、「第 3 章 バリアフリー化の基本方針」、基本理念を「ともに支えあい、安心して健やかに暮らせるまち」とし、五つの基本方針を示しております。

19 ページからは、「第 4 章 重点整備地区と生活関連施設・生活関連経路の設定」、重点整備地区は、一定の地区における施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために設定するもので、南小樽駅から徒歩圏内にある病院等を含む範囲を設定。

22 ページの生活関連施設は、高齢者、障害者などが利用する旅客施設、福祉施設などを言いまして、南小樽駅、市立病院、協会病院等を設定。

生活関連経路につきましては、生活関連施設間を結ぶ骨格となる経路を言い、市道住吉線を設定しております。

23 ページには、位置図を示しております。

こうした現状の課題や市民意向の把握を踏まえ、42 ページからは、「第 6 章 南小樽駅周辺地区の整備方針」、施設等への課題への対応方針として、特定事業等を位置づけています。特定事業とは、重点整備地区内の生活関連施設や生活関連経路の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための事業であり、公共交通事業者が行う公共交通特定事業、道路管理者が行う道路特定事業、公安委員会が行う交通安全特定事業等があります。

44 ページからは、「第 7 章 実施すべき特定事業等に関する事項」、北海道旅客鉄道が行う公共交通特定事業は、南小樽駅について整備施設及び整備内容、45 ページからは、市が行う道路特定事業で、市道住吉線について整備方針、48 ページからは、北海道公安委員会が行う交通安全特定事業で、生活関連経路内の交通安全施設について整備内容等について記載しています。

50 ページの市と北海道旅客鉄道によるその他の事業は駅前広場について記載していますが、素案の段階では、「(3) 整備施設及び整備内容」の実施予定期間について実施時期を明確にしていまはせんでしたが、これを「公共交通特定事業の進捗状況に応じて整備内容を検討し整備を図る」という踏み込んだ表現にいたしました。

52 ページからは、「第 8 章 バリアフリー推進に向けて」です。行政・施設管理者及び市民の役割についてまとめています。

最後の 54 ページ、「基本構想の進行管理」では、各施設管理者が作成した特定事業計画の事業の検証や段階的、継続的なバリアフリー化推進のための仕組みなどについて記載しています。

次に、白紙のページを 1 枚めくっていただきまして、最後に「基本構想」の素案に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等をつけております。

昨年 12 月 26 日から本年 1 月 25 日までパブリックコメントを行い 2 名より 6 件の意見の提出がありましたが、素案の修正が必要となるような意見はありませんでした。1 及び 2 の意見は、基本構想案の第 6 章や第 8 章の考え方に含まれるものになります。3 の意見につきましては、既に対応しているものですが、情報提供方法等の周知に努めるとしてあります。4、5、6 の意見につきましては、基本構想自体は整備方針や目標時期などの基本的事項を定めるものでございますので、各施設の整備内容を検討する際の参考意見とするとしております。

最後に、基本構想は 3 月下旬に策定し、国土交通省へ送付する予定でございます。

○委員長

「銭函駅バリアフリー化の状況について」

○（建設）まちづくり推進課長

銭函駅のバリアフリー化の状況について御説明いたします。

本事業において整備される主な設備につきましては、ホーム上にエレベーター 2 基、駅舎玄関前のスロープ、多機能トイレ、列車接近表示器などであり、既に支障物の撤去やトイレ新設等の工事から進められておりますけれども、国の補助金の交付決定がおくれ、設計作業や工事着手がおくれたこと、エレベーター設置工事と線路に近接した箇所での工事は安全確保のため、架線への送電を停止して行われなければなりません、12 月から 3 月までの間は、駅に待機する電車の凍結防止のために夜間の送電停止ができないことからエレベーター設置工事等が完了し、全ての事業が完了するのは本年いっぱいとなる予定であると事業者より示されております。

なお、工事箇所ごとに完成時期が異なりますので、それぞれの工事が終わり次第、順次使用を開始していくと聞いております。

また、当初、今年度予算で事業費のうち、市負担分の補助金 8,000 万円を計上しておりましたけれども、全ての工事が完了した時点で事業者へ支払うこととなりますので、今定例会において、補正予算案に次年度への繰越明許費として計上してございます。

○委員長

「平成 29 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（水道）総務課長

本年 2 月 6 日に開催されました平成 29 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会の内容について、報告申し上げます。

資料がありますのでごらんください。

議案につきましては、ここに記載しておりますように、議案第 1 号から議案第 3 号の 3 件であり、議決結果といたしましては、いずれも可決されております。

議案の内容につきましては、お配りしている資料のとおりとなっております。このうち議案第 3 号平成 29 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算の概要について説明を申し上げます。

資料の 3 ページをごらんください。

初めに、平成 29 年度の事業内容につきましては、第 2 条の業務の予定量に記載しておりますように、用水の供給先は、小樽市、石狩市、当別町の 3 団体、年間供給水量は、900 万 7,000 立方メートル、1 日平均供給水量は、2 万 4,676 立方メートルでございます。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出でございますが、用水供給事業収益といたしまして、19 億 255 万 8,000 円を計上しており、その内訳につきましては、営業収益 10 億 7,968 万 4,000 円、営業外収益 8 億 2,287 万 4,000 円となっております。

また、用水供給事業費用といたしまして、20 億 2,787 万 1,000 円を計上しており、その内訳につきましては、営業費用 16 億 6,281 万 3,000 円、営業外費用 3 億 6,405 万 8,000 円、予備費が 100 万円となっております。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出でございます。

資料の 4 ページをごらんください。

資本的収入はございません。

資本的支出といたしまして、7 億 6,074 万 2,000 円を計上しており、その内訳につきましては、建設改良費が 6,876 万円、企業債償還金が 6 億 9,098 万 2,000 円、予備費が 100 万円となっております。

第 5 条は、予定支出の各号の経費の金額の流用についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合に、他の項から流用することを可能とするものであります。

第 6 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費及び交際費をその対

象としております。

○委員長

「水道局本庁舎等におけるアスベストの検出について」

○（水道）総務課長

水道局本庁舎等におけるアスベストの検出について報告いたします。

札幌市の一部施設で煙突内部の断熱材が剥落している落下物からアスベストが検出されたとの事例を受け、水道局においても煙突等の施設を点検し、成分を分析しましたところ、水道局本庁舎ボイラー室の煙突の資材などからアスベストが検出されましたので、その概要について説明申し上げます。

建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分では、石綿含有吹きつけ剤は、発じん性が著しく高いレベル 1、石綿含有保温剤、耐火被覆材、断熱材は発じん性が高いレベル 2、その他の石綿含有建材は、発じん性が比較的低いレベル 3 と位置づけられております。レベル 1 につきましては、平成 17 年度に調査済みでありますことから、今回はレベル 2 及びレベル 3 と想定され、そのうち劣化が確認されたものについて調査分析いたしました。

また、レベル 2 と確認されたものにつきましては、周辺や施設内への影響を確認するため大気調査を行いました。調査結果といたしましては、水道局本庁舎ボイラー室の煙突、朝里第 2 汚水中継ポンプ場自家発電機室の煙突、中央下水終末処理場本館沈砂池棟のボイラーの煙突、同じく中央下水終末処理場汚泥処理棟の旧焼却設備の煙突、朝里第 1 汚水中継ポンプ場塔屋の煙突、勝納汚水中継ポンプ場 1 階沈砂搬出室配管の被覆材の以上 6 施設がレベル 2 と、それと中央下水終末処理場汚泥処理棟の脱水機室の天井と豊倉浄水場薬品注入棟の車庫の壁の 2 施設がレベル 3 としてアスベストの含有が確認されました。

また、周辺や施設内の大気調査につきましては、いずれの検査箇所においても基準値を大きく下回っております。

レベル 2 における施設の対応といたしましては、それぞれ市民が直接出入りする場所ではないものの、職員の健康に影響を及ぼすおそれがあることから、判明後、即時に立入禁止とするなどの措置をとるとともに、大気調査を行い安全性の確認をいたしました。レベル 2 は、発散するおそれがある場合は、除去、封じ込め、囲い込みの措置が必要とされており、本件は建材等が剥落していることから除去、囲い込みなど、それぞれの状況に適した対策工法を検討し、順次対応を進めております。

また、レベル 3 につきましては、発じん性が比較的低いことから、除去作業を行う際の対策のみが定められているものでありますが、今回含有が確認された 2 施設につきましては、除去、囲い込みの作業を完了しております。

以上により、水道局施設において、アスベスト含有の可能性がある施設の劣化状況調査につきましては、一通り終了いたしましたことを報告いたします。

○委員長

「札幌市水道局との緊急時連絡管整備に関する建設協定について」

○（水道）整備推進課長

札幌市水道局との緊急時連絡管整備に関する建設協定について御報告させていただきます。

資料につきましては、3 月 10 日付の資料と本日 3 月 15 日付で提出させていただいている配管の略図の資料がございますので、あわせてごらんください。

まず、建設協定に至った経緯ですが、災害や事故に強い水道システムの構築を図るため、緊急時に水道水を相互に融通できる連絡管の整備や応急給水拠点の共有の可能性について、札幌市水道局と平成 25 年 12 月から協議を開始し、この協議を進める中で、今後の人材育成や組織力強化など、災害対応に限らない取り組みについても近隣都市としての連携をより一層推進するため、連携協力に関する基本的な協定を平成 27 年 3 月に締結したところでござ

います。

その後、緊急時連絡管の整備について、両市で課題の整理を行ってきましたが、平成 29 年度の整備に向けて、このたび建設協定を結ぶ運びとなったところでございます。

次に、建設協定の目的と協定締結時ですが、緊急時連絡管整備の円滑な実施を図り、全体的な施設形態、工事の施工及び費用負担区分、工事工程について定めることを目的としており、協定の締結は、昨年 12 月 26 日に行っております。

次に、協定の内容についてです。

一つ目は、連絡管整備の概要について明記しておりまして、口径が 150 ミリ、延長が約 105 メートルです。このうち小樽市分は約 21 メートルとなっております。

管種につきましては、水道用 G X 型ダクタイル鋳鉄管で耐震管を使用することとしております。

また、附属設備といたしまして、仕切り弁、消火栓、空気弁を設置することとしております。

二つ目は、施工区分と費用負担について定めておりまして、行政区域までそれぞれが施工・負担することとしてございます。

三つ目は、施工時期を平成 29 年度中としておりますが、協定の締結は、平成 28 年度中としましたので、ただし書きとしまして、「本協定は予算の範囲内において有効とする」と一文を加えてございます。

ここで、資料の 2 枚目で、配管の略図でどのように接続するのか説明させていただきます。

図面の左側の縦方向に示している 1 点斜線、これが小樽市の既存の配水管を示しております。また、右側の縦方向に示している 1 点斜線が札幌市の既設配水管でございます。この両市の配水管を接続するため、太線の実線で示しております管が今回札幌市と小樽市で整備を行う緊急時連絡管となりまして、既設の配水管から分岐し、新たな管を整備するものでございます。先ほど申し上げましたけれども、口径が 150 ミリメートル、全体延長が約 105 メートルであります。施工区分としましては、それぞれの行政区域を整備することとしておりますので、図面中央に示していますけれども、斜めに表示している市の境界を境に小樽市が約 21 メートルの整備となっております。

また、左下に記号の凡例がありますけれども、先ほど御報告させていただきました仕切り弁、消火栓、空気弁の附属設備もあわせて整備することとしてございます。

資料の 1 枚目に戻りまして、次に、緊急時連絡管の整備による具体の効果でございます。現在、両市の配水管は接続していませんが、今回の管整備を行い、両市の配水管を接続することで通常時は仕切り弁を閉めておき、災害時等にこの仕切り弁をあけることにより水道水を相互に送ることができるようになります。この緊急時に送れる水量が小樽市から札幌市へは、最大の供給量で時間当たり 80 トン、反対に札幌市から小樽市へは、最大の供給量で 1 時間当たり 100 トンとなっております。

また、小樽市域での供給可能地域としましては、銭函 3 丁目全域と 2 丁目の一部の地域となっており、世帯数が約 730 軒、事業者数が約 210 件、地区内人口ですと約 1,500 人の地域となっております。

範囲は、右の図に示しておりますとおり J R 銭函駅から銭函市民センター、そして国道 5 号を結んだラインの海側が供給可能地域となっております。

また、連絡管の整備箇所につきましては、右上に旗揚げしておりまして、国道 337 号沿いの両市の行政界をまたぐ形となっております。

なお、札幌市の供給可能地域につきましては、J R 星置駅から小樽側の地域と聞いております。

最後に、今後のスケジュールですが、平成 29 年度の 6 月ごろに工事を発注、8 月末をめどに工事を完成、その後、運用面や維持管理面の協定となる維持管理協定を平成 29 年秋ごろに締結後、平成 29 年中には運用を開始してまいりたいと考えてございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 33 号、議案第 38 号及び議案第 50 号について」

○（建設）建築指導課長

議案第 33 号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

今回の改正は、建築基準法の一部改正に伴い、特定用途誘導地区内の容積率及び建築面積の許可制度が創設され、また建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が平成 28 年 7 月 8 日に公布され、そのうち建築物エネルギー消費性能適合性判定が平成 29 年 4 月 1 日から施行されることになったことから、これらの業務に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容について御説明いたします。

手数料条例の別表 101 号の 2 では、特定用途誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積の適用除外に係る許可申請手数料を新設しております。

また、別表 122 号の 7 の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料と別表 122 号の 8 の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料については、認定を行う審査方法が一つふえたことから手数料を新設しております。

別表 122 号の 9 の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料と別表 122 号の 10 の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料については、それぞれ面積、審査方法の違いによって手数料を新設しております。これらの手数料は、国から示された審査時間に人件費を乗じたものに物件費を加えて算出しており、手数料の区分等の考え方につきましては北海道と同じであります。

このほかに省令の条項ずれなどによる所要の改正がございます。

なお、条例の施行日は、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律の施行日に合わせて、平成 29 年 4 月 1 日から施行したいと考えております。議案第 33 号に関しては以上でございます。

続きまして、議案第 38 号小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

今回の改正は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部改正により、ダンスホールとナイトクラブが風俗営業施設から除かれたことによりまして、建築基準法の一部改正により用途地域内の建築物の制限の見直しが行われたことから、本条例の地区整備計画区域内における建築物の制限についても同様の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容について御説明いたします。

ナイトクラブ等が風俗営業施設から除かれ、建築基準法上、劇場等と同様の規制になったことによりまして、港町 A 地区、港町 B 地区、色内 3 丁目 A 地区、色内 3 丁目 B 地区の 4 地区において、床面積が 200 平方メートル未満のナイトクラブ等を入れ、建築を可能とするものであります。

このほかに風営法の条項ずれに伴う引用条項の修正と所要の改正がございます。

なお、条例の施行日は公布の日としたいと考えております。議案 38 号に関しては以上でございます。

続きまして、議案第 50 号損害賠償額の決定について御説明いたします。

平成 28 年 7 月 11 日に発生した建設部の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものでございます。

事故は、平成 28 年 7 月 11 日、午後 4 時 25 分ごろ、建設部の職員が運転する公用車が小樽市塩谷 2 丁目 20 番 11 の国道 5 号に面する交差点で信号待ちをしていたところ、当交差点の信号機がセンサーつきのものであり、車の停止位置がセンサーより前であったためセンサーが反応せず、こちら側の信号が青に変わらなかったため、センサーが反応する位置まで車を後退させようとした際に、バックミラーで後方を確認し、ゆっくり後退したものの、後方

確認が曖昧であったことにより、停車していた相手車両に接触したものでございます。

被害の状況は、相手方の人身被害が頸部挫傷、背部挫傷、両肩挫傷、物損被害が前面バンパー損傷で、物損被害については支払い済みでございます。賠償額は 137 万 5,217 円です。賠償額の内訳は 4 項目ありまして、医療費が 34 万 2,713 円、これは治療のために受診医療機関等に支払った額です。通院交通費が 2 万 3,320 円、これは通院のための往復のバス代です。慰謝料が 67 万円、これは通院期間 4 カ月に対する慰謝料でございます。休業損害が 33 万 9,184 円、これは相手方が専業主婦ですが、家事労働の対価の相当額を女子労働者の平均賃金とみなしまして、これをもとに算出したものでございます。以上の 4 項目を合計いたしまして賠償額は 137 万 5,217 円です。

○委員長

「議案第 39 号について」

○（建設）公園緑地課長

議案第 39 号小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。資料として新旧対照表を添付していますのでごらんください。

このたびの小樽市都市公園条例の一部改正についてであります。改正の内容につきまして、自動販売機使用料について、これまで自動販売機の占有面積に応じて使用料を徴収していたところでありましたが、小樽市公有財産規則では、自動販売機の使用料が、年額 1 万 8,000 円と規定されていることから、小樽市公有財産規則と整合性を図り、公平性、統一性の観点により、新たに自動販売機の使用料を設け、あわせて所要の改正を行うものであります。

なお、条例の施行日は、本年 4 月 1 日からとなっております。

○委員長

「議案第 40 号について」

○（建設）越智主幹

小樽市営住宅条例の一部を改正する内容について御説明させていただきます。

今回の改正は、主に平成 26 年度に策定された小樽市住宅マスタープランに基づき検討を進めてきました小樽市既存借上公営住宅制度の実施に伴うもので、この制度は、子育て世帯を対象に、より少ない負担で利便性の高いまちなかに住めるように民間が所有する既存の賃貸共同住宅を市営住宅として借り上げて転貸するものでございます。

改正内容につきまして、お手元の資料と新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

まず、第 3 条（市営住宅の設置等）で、既存借上住宅の名称、位置及び戸数については、規則で定めることとします。

次に、第 3 条の 2（整備基準）で、個人または法人が所有する既存の賃貸共同住宅を市が既存借上住宅として借り上げるために必要な基準を整備し、その基準については規則で定めることとします。

次に、第 10 条（禁止行為）の改正で、今までの禁止行為に加えまして、入居者等が入居時に守るべき項目を追加することとします。

なお、既存借上住宅については、市長と貸し主が別に協議して定めることとします。

次に、第 15 条（入居者資格の改正）については、子育て世帯は、居住の安定を図る必要がある世帯に位置づけることとしておりますので、子育て世帯向け公営住宅を特定目的住宅に加えるというところで考えております。

次に、第 16 条（入居者資格の特例）を新設し、既存借上住宅の契約期間満了や公営住宅等の用途廃止に伴い、住宅を明け渡す入居者が他の市営住宅の入居を申し込みする際には、入居者資格を有するものとするを規定します。

次に、第 18 条の 2（期限付入居決定）を新設します。これは、既存借上住宅の子育て世帯向け住宅については、入居できる期間を 13 年を超えない範囲、これは同居する子供さんが小学校を卒業するまでとする期限を規則で設けることとするものです。ただし、既存借上住宅を子育て世帯向け公営住宅としたときには、その期限の日と借り上

げ期間満了日で先に到達する日とするという形にしたいと考えております。

また、規則で定める申し出、これは入居時に子供が生まれたことを想定しておりますけれども、そういうことがありましたらば、入居期限を延長することとしたいと考えております。

なお、子育て世帯向け住宅の入居要件につきましては、申し込み時に就学前の子供がいらっしゃる世帯とするとしており、入居世帯の収入基準は、特に居住の安定を図る必要のある世帯として、一般の世帯よりも基準を緩和することを含め、規則で規定します。

次に、第 27 条（入居者の費用負担）で、これは既存借上住宅につきましては、市長が別に定めることといたします。

次に、第 53 条の 2（市営住宅の明渡請求等）を新設します。住宅の明け渡しを請求する要件につきましては、公営住宅法に定めがありますけれども、現行条例には項目がないため、小樽市としての要件を加えた上で追加するものでございます。

その他、第 18 条の 2、第 18 条の 3、第 22 条、第 35 条、第 41 条、第 49 条、第 51 条、第 54 条及び第 55 条の 2 において、文言整理、条ずれの修正等、所要の改正を行います。

条例の施行日は、平成 29 年 4 月 1 日を予定しております。

1 枚めくっていただきますと、パブリックコメントの実施概要をつけております。今回の条例改正に当たりまして、平成 28 年 12 月 26 日から平成 29 年 1 月 25 日までの期間、パブリックコメントを実施し、1 名の方より意見の提出がありました。意見等の概要と市の考え方等については資料のとおりとなっております、当部といたしましては、今回お示した考え方で進めたいと考えております。

なお、この制度につきましてですけれども、現在、制度の詳細設計を進めておりまして、本年 4 月以降に借り上げる住宅の募集を開始し、6 月には住宅の選定と借り上げる住宅の住戸数を決定し、8 月に入居者の公募、10 月に入居のスケジュールを予定しているところです。

○委員長

「議案第 45 号について」

○（水道）総務課長

議案第 45 号小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護時間を新設し、これに伴う給与の減額について規定をするとともに、勤勉手当の支給に係る人事評価について規定をいたしましたほか、所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日を予定しております。

○委員長

「議案第 53 号について」

○（建設）用地管理課長

議案第 53 号市道路線の認定について、お手元の資料、市道認定一覧表及び添付図面にて御説明させていただきます。

今回、議案として提出しましたのは 2 路線でございます。

最初に、天神 1 丁目山手線です。図面番号①をごらんください。

この路線は、向陽中学校の西部、市道向陽天満宮上通線に接道している道路で、昭和 57 年度の開発行為完了道路として小樽市に帰属された道路でございます。

次に、天神 1 丁目山手中線です。図面番号②をごらんください。

この路線も図面番号①と同様に、昭和 57 年度の開発行為完了道路として、小樽市に帰属された道路でございます。

以上の 2 路線につきましては、これまで管理道路として小樽市が管理しておりましたけれども、市道路線の認定に必要な道路台帳図などの資料が整ったことから市道認定を行うものでございます。

○委員長

「議案第 54 号について」

○（建設）用地管理課長

続きまして、議案第 54 号市道路線の廃止について、お手元の資料、廃道一覧表及び添付図面沿って御説明させていただきます。

今回議案として提出しましたのは 1 路線でございます。廃止路線名は、堺町小路線です。図面番号③をごらんください。

当該路線は、臨港鉄道浜小樽駅と市道本通第 2 線、通称堺町本通を結ぶ幅員 1.8 メートルのいわゆる一間道路として利用されておりましたが、都市計画道路臨港線が整備され、また臨港鉄道が昭和 59 年に廃止されたことなどに伴いまして、道路も利用されなくなりました。現在は、道路としての形態もなく、沿道利用もなくなったことから、今回市道を廃止するものでございます。

○委員長

「議案第 55 号について」

○（建設）用地管理課長

それでは次に、議案第 55 号 2 級河川の指定変更について、お手元の資料及び別図に沿って御説明いたします。

2 級河川は、河川法に基づき都道府県が管理する河川ですが、河川法第 5 条の規定によりますと、河川区域を指定または変更する場合は、関係市町村長の意見を聞かなければならないこととされ、関係市町村長が意見を述べようとする場合は、当該市町村の議会の議決を経なければならないこととされております。今回資料のとおり 2 級河川勝納川の区域変更について、北海道より小樽市長に対し意見が求められておりますので、議案として提出したものでございます。

2 級河川勝納川は、旧河川法により昭和 32 年 1 月 25 日付、告示第 124 号により、現在の奥沢ダムの提体から下流側の区域が準用河川として認定され、その後、新河川法へ移行したことにより、昭和 40 年 4 月 1 日付で同区域のまま 2 級河川として指定されました。この区域が 2 級河川として指定された理由でございますが、奥沢ダムが下流側の水利権や河川管理に重要な影響を及ぼす影響があるというためでありました。

平成 23 年奥沢ダムの提体に陥没が確認され、これを改修するためには多額の費用を要することなどから、最終的にダムの廃止が決定され、ダムの管理者である小樽市水道局がダムの提体を開削し、勝納川水系普通河川二股沢川の流末処理のための水路を施工いたしました。これらの経過を踏まえた上で、北海道としては、勝納川のうち奥沢ダムよりも上流側については洪水氾濫の実績がなく、洪水氾濫による被害が想定される人家、道路等もないことから、普通河川二股沢川の水路の合流点を新たな 2 級河川の区域に変更することとしたもので、北海道の案については、原案どおり特に問題がない旨、回答したいと考えております。

新旧河川区域につきましては、図上で御確認いただきたいと思います。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民進党、石田委員の順といたします。

自民党。

○前田委員

◎報告を聞いて

報告を聞いてということで2点お聞きします。

まず、住宅エコリフォーム助成事業、今年度の申請件数ということで5件の64万8,000円、予算額は幾らであったのか、執行率は何%になるのか、お聞きします。

○（建設）建築住宅課長

予算額は、平成28年度は500万円で計上しているところであります。

執行率は10%程度です。

○前田委員

なぜこのような結果になろうとしているのか分析していますか。

○（建設）建築住宅課長

実際やってみたら5件ということで、当初想定したよりもかなり件数が少ないことでありましたけれども、報告にありましたが、私たちのほうでも少ないということでありましたので、建築関係団体に、どういうところがネックになるのかということヒアリングした結果、一番強く言われたのが、窓の、今までは居室の窓全部ということで、それでないとならぬということであったのですけれども、できれば一部分だけの窓の改修でも対象になる、助成になるということにしていだけないか、その辺が一番のネックではなかったかと考えております。

○前田委員

それは、この当初の予算を組むときからの聞き取り調査で十分承知していた話ではないのですか。

○（建設）建築住宅課長

確かに、最初から居室の窓全部というのは少しハードルが高いといえますか、そういうことを感じていましたけれども、国費を導入する以上、道との打ち合わせといえますか協議がありまして、その中でやはり居室の窓を全部やらないと断熱性能が上がらない、エコとしての効果がないということでありましたので、私たちは国費の関係上、道と打ち合わせをして、そういう当初は居室の窓全部ということで考えてスタートしたところであります。

○前田委員

これは、今、窓のことに固執してお話ししているみたいで、これまだ平成28年度だから生きているのだけれども、窓ばかりではないでしょう、ヒートポンプとか設備屋に関係するとか絡むようなそういうものでなければなかなか使いづらいということで、当初からそういうふう業者にあたりからあったはずなのです。それで登録業者もたしか相当あったものが数十社に落ち込んでいるという部分があったのですけれども、その辺説明してください、なぜこうなったのか、当初から使いづらいという指摘は受けていたはずなのですけれども。

○建設部松木次長

今、委員御指摘のとおり、当初この制度をスタートする際にいろいろな御意見がございまして、私ども業界もヒアリングかけまして、その中で例えば対象住宅としての利用の対象回数ですとか、それから今まで過去にリフォームの制度を使った者はだめだとか、そういった部分のお話もございました。そして、今お話あったように、特に基金についてのお話というのは業界になかったのですけれども、先ほど課長から説明あったように、一部の窓ではだめだ、あくまで建物全体でなければだめだというようなことでスタートしたと、非常に断熱性能を高めるという意味では、私どもはそれがやはり適当だと考えていたのですけれども、そういった中でやはり今回のように非常に件数が少ないということの中で、再度ヒアリングをかける中で、そういった声が多々あったものですから、私どもとしてもその辺を緩和をして、来年度新しい制度の中でよりよい使いやすいうようにして、そして利用を促進していきたいと考えてございます。

○前田委員

済んだものについては仕方がないというか、それで新しく 510 万円の予算で平成 29 年度 30 件の予定ということで、こういうふうにもたまたま窓などについては緩和した内容でということなのではございますけれども、これももう既に業者にこういうふうにもたまたま緩和してということでもって説明して、登録業者等々を含めてふえているのですか、この辺の状況はどうですか。

○建設部松木次長

新制度の周知、どういうふうに行っているかという御質問だと思うのですが、今回予算を議決をいただいた後に、早急に今まで登録業者に使っていた方、それから広報おたる、それからホームページ、それからマスコミ等、その辺を使いまして周知は十分に図っていきたいと思っております。

○前田委員

これ以上はあれですけれども、新聞で読んでいましたら、後志の京極町か喜茂別町かあちらで、こういう施策を打ってほとんど使われなかったというような状況があって、首長の報酬減給にも影響したというようなことが新聞にも出ていました。10%程度であれば相当これは厳しいことだと思います。今後、平成 29 年度については緩和したのでそのようなことは無いのかと思いますけれども、利用に向けてちゃんと 30 件の満件に向けて鋭意これから努力していただきたいと思っております。そういうことでそれは希望です。

それと、小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案とって今、説明を受けたのですが、これ具体的に民間住宅を借り上げることなので、まず地域とその新年度予算について。

○（建設）越智主幹

まず、予算としましては 480 万円を計上しているところでございます。

あと範囲につきましては、住宅マスタープランで示しているまちなか居住のエリアというものがございまして、その中で検討しているところでございます。

○前田委員

これは、エリアはどこからどこまでの、大体大まかでもいいのですが、国道 5 号沿いになるのかという気はしますけれども。

○（建設）越智主幹

小樽駅周辺と山手バス路線沿い、それから南小樽駅周辺、小樽築港駅周辺ということで今、考えておまして、小樽駅周辺のもは一番手宮側ということになると色内あたり、それからあと山手路線沿いということになると緑ぐらい、それからあと南小樽周辺は若竹、あと築港あたりということになると若竹周辺、西と東で大体それぐらい。あと、南側のほうは緑ぐらい、その範囲の中ということで考えております。

○前田委員

これは総戸数何戸の借り上げになるのですか。

○（建設）越智主幹

平成 29 年度については、まず 10 戸程度ということで考えております。

○前田委員

これは、10 戸はそうしたら 29 年度の予算で 10 戸借り上げということでもいいのですか。

○（建設）越智主幹

これから募集するということになるのですが、その中で 10 戸ということで、その中の範囲の中でおおむねそのぐらいと考えているということでございます。

○前田委員

これは継続的な施策なのですか。

○（建設）越智主幹

平成 30 年度までにおおむね 30 戸程度ということで想定しておりまして、まず 29 年度で 10 戸ということで考えております。

○前田委員

10 戸程度で 30 年度までに 30 戸程度といたしましたか、それでこの借り上げに対して新築でもいいのですか。

○（建設）越智主幹

基本的には既存の住宅、今ある住宅ということをベースに考えています。

○前田委員

そうすると 5 戸、10 戸入っているところの 1 戸ないし 2 戸という、それが今、言った国道 5 号沿いを含めて、言われた地域に、それなりにばらつくかもしれませんが、そういう配置になると。1 カ所に固まってどんと 10 戸ということではないのでしょうか。

○（建設）越智主幹

基本としては、1 棟全部借りられるのが一番理想ということで考えています。ですから、1 棟で例えば 8 戸とか 10 戸というものがもし借りられるのであれば、それが一番ベストということで考えております。

○前田委員

そういうことであれば、10 戸でちょうどふさわしい物件があるところにはあって、全部そこを借りたらそこでもうことしの分は終わりということになるのですよね。そういうときに、いろいろな持ち込みの方が仮におられるということになると、やはり競争になると思うのですけれども、この辺の考え方はいかがですか。

○（建設）越智主幹

採点基準というものをつくろうと考えています。それで、例えば学校や幼稚園などの施設に近いですとか、あと便利施設ですね、お店などに近いですとかそういったものを点数ということに置きかえまして採点する。あるいは、あとは建築年数だったり、あと何戸借りれるかとかそういうことも含めて基準をつくりまして、それに基づいて点数をつけていく。その点数をつけていった中で上位の点のところを借りていくと、そういう形で考えております。

○前田委員

いずれにしても物とお金と申しますか、いろいろとそういう絡む事案でありますから、公正公明にして後ろ指を指されるようなことがないように努めていただきたいと思います。

◎除雪について

まず初めに、今年度の降雪量、積雪量とことしの冬は平年と比較してどのような冬だったのかについてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今年度の気象状況でございますけれども、3 月 14 日、昨日時点でございますけれども、気象庁のデータで 11 月 1 日から昨日までの累計降雪量、今年度については 470 センチメートルとなっております。

また、最高気温が零度よりも低い真冬日に関しましては 48 日で、昨日の時点での積雪深といたしましては 77 センチメートルとなっております。

今シーズンの気象状況ということでございますけれども、今シーズンは 11 月、12 月が平年よりも気温が低く、1 月に関しては平年並み、2 月になりますと平年よりも気温が高いという形で、シーズン当初の気温が低かった、特に 11 月に関しましては、平年が大体 5 度前後でございますところ、今シーズンは 1.5 度という形で著しく寒かったということでございます。

また、雪につきましても、根雪の初日が 12 月上旬であるということで、これは過去 5 年に比べても少し早いほうかという形になっております。こうした中で、雪の降り方といたしましては 12 月が平年よりも多く降った中で 1 月、

2 月に関しては平年より少なく、昨年度と比べて現時点で累計降雪量は同じというようになっています。

○前田委員

現時点では降雪量は大体同じと、積雪も同じでよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

積雪深に関しましては、今年度、3 月 14 日時点でございますけれども、今年度は 77 センチメートル、昨年度は 54 センチメートルという形で昨年度よりも多い積雪深となっております。

○前田委員

それで、第 1 ステーションから第 7 ステーションまであるのですけれども、ことしも苦情が相当寄せられたと聞いております。それで、ステーションごとに苦情の件数というのですか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今、手元でまとめておりますのが、今年度 3 月 7 日現在の市民の皆様から寄せられた声ということでございます。ステーション別にお答えさせていただきますと、第 1 ステーションが 355 件、第 2 ステーションが 440 件、第 3 ステーションが 537 件、第 4 ステーションが 261 件、第 5 ステーションが 381 件、第 6 ステーションが 578 件、第 7 ステーションが 313 件、合計で 2,865 件となっております。

○前田委員

これは昨年度と比較してどうなのですか。

○（建設）雪対策課長

昨年度との比較ということでございますが、昨年度の同時期と比較しますと、もう一度答弁になりますが、平成 28 年は 3 月 7 日時点で合計 2,865 件でございます。それに対しまして、平成 27 年は 3 月 9 日時点になりますが、1,900 件ということで約 1,000 件ほど市民の皆様から寄せられる声が多かったということでございます。

○前田委員

積雪深こそ若干違いますけれども、降雪量 470 センチメートルということでほぼ同じということなのだけれども、降雪量は変わらないのにそれでなぜ多くなったのか。

○（建設）雪対策課長

昨年よりも大きくふえた項目としましては二項目ございまして、除雪依頼が 323 件ほど昨年度よりふえております。

また、排雪依頼も 365 件ほどふえております。これがふえた理由ということにつきましては、本格的な分析につきましてはシーズン終わってからになりますが、今のところ気象状況ということで考えますと、年度当初 11 月、12 月の気温が低く、また 12 月に大きく雪が降ったということで、その雪が気温が低かったために残ってここまで来たという形で雪山も高い状況が続いておりますので、市民の皆様が、雪山がずっと高い状況が続いておりますので、排雪の御要望が多かったということかと考えております。

また、除雪依頼がふえたことにつきましても、12 月にどっと降りましたので、その時点での除雪依頼が多かったのが、ここまで響いたのかと考えております。いずれにいたしましても、シーズン終了してから、本格的な分析は行っていきたいと考えております。

○前田委員

今、一部苦情の内容的な部分もありましたけれども、主な苦情というのは、何点かに大きく絞るとどういうことになりますか。

○（建設）雪対策課長

今年度の市民の皆様から寄せられた声の主な内容といたしましては、除雪依頼が 805 件でございます。それと除雪後の苦情というのが 454 件、排雪依頼が 771 件でございます。

○前田委員

その苦情の内容をお聞きしましたけれども、この対応はどうされましたか、それこそ執行率というのですが、苦情のそういう部分というのはどのようにされて、どういう状況でおさまったのか。

○（建設）雪対策課長

市民の皆様から寄せられた声につきまして、まず我々が受けましたものにつきましては、ステーションとも情報を共有しておりますし、ステーションが受けたものにつきましても、データという形で我々は共有しております。その中でステーションなり我々が現地を確認したり、時によっては寄せられた市民の皆様と面接をさせていただいて説明したり、御要望の内容をお聞かせさせていただいて対応するというところでございますが、今回、今シーズンに関しましては3月7日時点で2,865件あるわけですが、それについてどのような対応をして、どう解決したかということまでについてはデータとしてまとめておりませんので、お答えすることができません。

○前田委員

一件一件について云々ということではなくても、それこそ苦情の処理、理解していただいたものとか直接そういう除雪をした、何々をしたということでもって具体的にやったものといろいろあるのでしょうかけれども、そういう部分で数値であらわせというとなかなか難しいのかもしれないけれども、来たうちの80%は御理解いただいたかというような部分というのは押さえていないのですか。

○（建設）雪対策課長

基本的に除雪依頼とかというものに関しては、作業が数値であらわせませんので感想的なものになって申しわけございませんが、ある程度対応できたのではないかと考えております。ただ、排雪依頼ということになりますと、除雪に関しましては仕様書に基づいた出勤基準で業者で出ていますので、ほぼそれがたまたま抜けていたとか何とかということになりますとそれなりの対応ができたと考えておるのですが、排雪依頼ということに関しますと両者の協議ということで、市側としましては、段階を経て市の内部での会議をして市の意思を決定しているもので、そこで若干の時間差というのが生じて、やってもらいたいというときに、今協議中だとかというような事例があって、ここについてはそういうような結果としてやったところであっても、そういうような時間差があったというようなことが見受けられると思いますので、これについてはしっかりと分析して、一つの課題として考えていきたいと思っております。

○前田委員

それでは、今年度の除排雪にかかわる総予算と現在というか直近での執行率と、あと不用額が出るのか出ないのか。

○（建設）雪対策課長

今年度の除雪費でございますけれども13億2,110万円、予算をシーズン当初、第3回定例会の補正後の予算でございますがついております。これに対しまして、これが3月7日時点で1回締めておりますが、その執行率としては約89%という形になっております。最終的に予算がどうなるのかということにつきましては、ただいま最終的な特に委託費とかが設計変更とかがございますので、その詰めを今やっているところでございますけれども、当初想定していたより12月、1月が寒かったものですから、ロードヒーティングの稼働率が高く、ロードヒーティングとその時期に見込んでいた電気代費、昨年と比べてなのですけれども、約3,000万円ぐらい高い請求が来ているというようなこともございます。

また、委託費については、今まさに今週から今週末にかけて執行を計算しているところでございますので、そこを見て最終的な判断が必要になってくると考えております。

○前田委員

間に合うのですか、余るのですか。

○（建設）雪対策課長

予算ということでございますので、去年は余ったのですけれども、ことしはぎりぎり、もしかしたら足りなくなるような形が出るかもしれません。それについては今週末の執行状況等を確認してあれますけれども、その辺のところは現在、見きわめているところでございます。

○建設部長

詳細については、雪対策課長から答弁したとおり今まとめているところですが、恐らく今の段階、まだ推計なのですが、新たな補正ということをお願いするということにはならないだろうと考えています。ただ、先ほど申し上げましたように電気料がやはり不確定な部分がありますので、万が一足りなくなれば他の予算から流用というようなことも最後の方向としては考えなければならぬと思っておりますが、今のところ補正はお願いすることはないだろうと考えてございます。

○前田委員

今のところは補正は考えていないということで。

それで、ことしの冬期間の取り組みの中の一つでことしから始めたと聞いているのですけれども、主要な交差点等々を含めた雪山、これの実態というか、作業だとか排雪した雪の量だとか回数だとかいろいろあるでしょうし、もっと言うのだったら、そうしたことによってのいろいろな苦情が減ったとか評判がよかったとか、そういうことを。

○（建設）雪対策課長

今年度におきまして、新たな施策といたしまして、これまでの議会議論などを参考にいたしまして、主要交差点の雪山処理について強化するという形の施策をとっております。これにつきましては、具体的にはバス事業者の皆様であったり、我々担当が考えた主要と思われる交差点を 36 カ所を市内に選定いたしまして、その雪山を強化していく、具体的にはシーズン 2 回程度の雪山の排雪処理ということを考えて実施いたしました。これも 3 月 7 日現在でございますけれども、35 カ所設定したうち、ことしなのですけれども、当初の想定では排雪に至る前に 1 回、排雪した後に 1 回で 2 回考えていたのですけれども、ことしの雪の状況が 12 月にどんと来たものですから、雪山処理にする前に排雪が来たということもありますので、排雪、雪山処理合わせてという形になりますが、36 カ所中、35 カ所で実施しております。当然、中には排雪ではなく単独で行っているところもあるというところでございます。これにつきましては、この主要なところに限らず、今回除雪作業でかなり雪を高く積んでいるというところもございまして、交差点が見にくいというような市民の皆様の声、このところに関してはかなり来ているところでございますけれども、この箇所につきましては、業者にも我々も意識としてとにかく強化していく、とにかく早めの対応をするという意識を持ってやっておりましたので、評判等については、これからバス事業者の皆様であったり、ほかのタクシー等の運転手の皆様等にお聞きしたいとは考えているのですけれども、これについては着実にできていると考えております。ただ、36 カ所中 35 カ所、1 カ所排雪も雪山処理も何もしていないというところもございまして、来年度に向けては、この箇所の選定が、これが正しかったのか、これのほかにも必要な箇所があるのかというようなこと、そこら辺も当然市民の皆様からの御要望等もいろいろありますので、その辺を注視しながら来年度に向けての一つの課題として整理し、これをさらに発展させていきたいと考えております。

○前田委員

今、いみじくも出たので、その 1 カ所はノミネートされたのにもかかわらずなぜしなかったのか。

○（建設）雪対策課長

ここの 1 カ所でございますけれども、排雪も雪山処理も実施していないという形で、手宮川通線といいまして元の済生会小樽病院の前のバス通りと梅源線といってバス通りにぶつかるところの交差点なのですけれども、ここのところはステーションの担当者及び我々がパトロールした中で見通しがまだよかったという形で雪山処理を実施し

ていませんでした。ほかのところにつきましては見通しが悪かった、もしくは排雪と一緒にやったという形で何らかの処理は行っております。

○前田委員

平成 29 年度は 35 カ所になったのだけれども、ふえるんですね。

○（建設）雪対策課長

実を言いますと、平成 29 年度の本格的な除雪費の予算というのは当初予算に計上しておりませんのでこれからの分析ということになります。当然雪山処理というのは大切なことだというのは我々は認識しておりますし、今年度行っている雪山処理、これをさらに熟度を上げていかなければならないということは考えておりますが、予算全体の中でのバランスもございまして、大幅に上げるとか現状のままというのは、今の時点では言えないのですが、我々の思いとしましては雪山処理、除雪でまず高く積み上げるようなことになっておりますが、除雪をまずしっかりするというようになっておりますので、その結果としては雪山ができますので、雪山処理というのは、かなり重要度の高いものと認識しております。

○前田委員

予算との関係もあるから、ふえる云々についてはなかなかすぐ答えられないのかと思います。ただ、高いところを低くしたのだらうと思いますし、ふえたところを削って精査したというか政策したというかそういうことで、それでよくこの定例会でも委員会で書かれているこの数値で云々という話が出たら、いつも決まっていなかったのか、今回初めてやった交差点とか横断歩道とかそういう該当の 35 カ所、何センチメートル、何メートルになったら何メートルにしたのか、これがある意味基本的な数値というか基準になってくるのではないかと私は思うのです。だから、それは場所場所によって案外細かく言うと違うのかもしれないけれども、この 35 カ所の大まかなというか平均的なところで 3 メートルになったから 2 メートルにした、2 メートルになったから 1 メートル 50 にした、いろいろあるのだらうから、その辺のことをもう答えられると思うのですよ、決めていないというのではなくて、目で目視して、これやらなければならないと、そんな状態でやったものなのか、私は違うと思うのです、お答えください。

○（建設）雪対策課長

今回のこの 35 カ所実施しました排雪もしくは雪山で、その箇所の雪をとったということにつきましては、一つは我々のパトロールの中での目視であったり、事業者、ステーションからこれ以上の除雪ができないというような、積み上げることができないというようなことであったり、またバス事業者の皆様から、ここの雪山、当初から打ち合わせしている部分もございましたので、ここの雪山がそろそろ見づらいですよというような情報をいただいてやっているというところで、特に数値基準は設けていないのですけれども、ロータリー車等で積み上げられる限界というのが、業者に聞きますと大体 1.5 メートルから 2 メートルを超えるぐらいまで、ここぐらいまでが平均的な積み上げられる限界ということですので、その辺の数値になったところでやったのではないかと考えているのですけれども、ここら辺のデータについては、まだ分析等行っておりません。

○前田委員

そこが大事なところで、今までもこういう答弁で言葉悪いかもしれないけれども、はぐらかされているという部分があって、150 センチメートルから 200 センチメートルのところになるのは機械で積み上げる限度だと、だとするならば、もうそれ以上積み上げられないから少なくとも 150 センチメートルぐらいまで落としたということではないのですか。

○（建設）雪対策課長

今回の処理につきましては、どの高さまで落としたかということにつきましては、全部とった場所もあります。そこについてはゼロセンチメートルでございますし、高さといったしましては、我々の業務の特記仕様書のところにて

雪山処理、この主要な交差点の雪山処理について数値的なものは載せていないのですけれども、排雪時の雪山処理を行うのであれば、おおむね 1 メートル程度までは落としましょうという目標的なものを書いておりますので、やっているとしたら 1 メートル程度まで落とすと考えておりますが、これにつきましては申しわけございませんが、今のところまだ分析できておりませんので、来年度に向けての分析は、これからになると考えております。

○前田委員

今の答弁の中で、機械の能力からするとマックスで 2 メートルと、だから高さは 2 メートルまではわかりました。あとは、もうどこまでとるのか、だから 2 メートル以上はないのだということでもいいですね。

○（建設）雪対策課長

基本的に積めるのは、大体が 1.5 から 2 メートルだと業者から聞いておりますけれども、ことしある地区なのですけれども、それ以上はかなり高い積み方をした地区がありまして、それはすぐ雪山処理したのですけれども、それは余り自慢できることでもないのですけれども、オペレーター的能力によっては 2 メートルを超えてかなり積むことができた箇所もございましたので、そこは余り積み過ぎるとこういうような暖気が来たときに危険ですので、ある程度そういうところも含めて分析していかなければいけないと考えております。ただ、標準的には業者の皆さんから聞いた中では、1.5 から 2 メートルぐらいが積める限界だというような形で聞いております。

○前田委員

オペレーターのそういう技術的なもので積み上げることも可能というような話だと、それは指導、指示、今回もいろいろ問題になっている、それで十分解決できるのではないですか。

○（建設）雪対策課長

その時点では厳冬期でしたので危険ではなかったのですけれども、危険が伴うような高さになるというところにつきましては、周りの状況であったり通行量を含めて、それにつきましては業者の皆様がそういうことが起こらないように指摘していかなければならないと考えております。

○前田委員

2 メートル以上にもなりますと危険ですよ、それこそ命令しなければならないですよ、そういうことでひとつよろしくをお願いします。

それで、質問を変えます。

関連しますけれども、まず砂散布の車両の台数と、その車両が受け持つというのですか、砂の散布範囲について、それぞれお聞きをします。

○（建設）雪対策課長

手元に今の詳細の資料がなくて申しわけないのですけれども、砂は七つのステーションが市内にはございます。そのうち四つの業者で砂散布を行っておりまして、七つ分ないというのが現状でございます。砂散布の車両は 1 社が 2 台持っているところがありますので、5 台体制で行っているというところでございます。

○前田委員

5 台で 7 ステーションの範囲をちゃんと賄っているということによろしいですか。

○（建設）雪対策課長

そのように 5 台で賄っております。

○前田委員

それで、各ステーションごとの散布量については、現時点ではわからないということなのですか。

○（建設）雪対策課長

それについてはまだ分析ができておりませんので、2 月時点での砂の総量及び各ステーションごとということになりますと、砂をまいた延長ですね、延長は実績としては出ております。

○前田委員

延長というか距離的な部分の数値は出しているということで、それでトータルすると何トンとかというのは出るのでですね。市内全体にこの直近で幾らまいたと、購入量か何かで調べればわかるのか。

○（建設）雪対策課長

これは 2 月末の時点でございますけれども、砂散布車でまいた砂、具体的にはまくために購入した砂なのでございますけれども 4,192 トンとなっております。

○前田委員

5 台の砂散布車による散布量は、本当は直近で 4,192 トンを散布したということですね。それと、このほかに交差点ですとか坂の上り口とか、またはそういうところにドラム缶を半分切ったようなところに砂を入れている部分があると思いますが、これが市内に何箇所あって、ことしはどのぐらい供給しているのか、何トン供給したのか。

○（建設）雪対策課長

砂箱なのでございますけれども、手元に詳細な資料がないのでございますけれども、本設、仮設合わせて約 650 カ所程度設けております。散布した砂の量でございますけれども、1 袋 3 キログラム入りなのでございますけれども、これが 21 万 4,452 袋購入してございます。

（「1 万」と呼ぶ者あり）

21 万 4,452 袋購入しております。この中には、砂箱に入れただけではなく、砂まきボランティアに協力していただいている方へ配付している等もございますので、砂箱というふうに限定した数値では回答することがございませんので御了承願います。

（「何トンになる」と呼ぶ者あり）

重さということでございますと 21 万 4,452 袋、これが 1 袋 3 キログラムでございますので約 640 トンでございます。

○前田委員

となると、計算上は、市内に 4,832 トンの砂が散布されたということになりますね。それで、現在その砂が市内に散布されて露出されているところもあるし、雪の中に隠れているところもあります。ということで、皆さん、御承知のとおり、これから雪解けがどんどん進んでいきますと、この砂が舞い上がったり砂じんというかこういうことになって、本市は観光都市宣言をしているまちでございます。今回は黒い雪の話も出ましたけれども、こういう砂じんですとか砂ぼこり、これは市民はもとより観光客にも大変な迷惑になるところでございます。これらの砂にほこり等々に対して春先は恐らく苦情が来るのだらうと。先ほどの苦情プラス 4 月 1 日以降は、また別な苦情になるのだらうと思っておりますけれども、これ件数だとか苦情内容、お聞かせください。

○（建設）建設事業課長

苦情件数なのでございますけれども、過去 3 年でいけば大体年間 200 件ほどが砂回収、ほぼ砂を持っていってくれというような砂回収に関する要望でございます。

○前田委員

この 200 件の苦情の中には、転倒してけがをしたとか骨折した等々のどういう苦情内容なのか。

○（建設）建設事業課長

転倒してけがをしたという報告は受けていないのでございますけれども、滑りやすいとかそういうような苦情は聞いております。

○前田委員

それで、3 月中には恐らくそういう対策をしているのは見たことはないのだけれども、4 月 1 日以降、新たな予算でこれをしていかなければならないのだと思うのでございますけれども、これ予算は幾らついていますか。

○（建設）建設事業課長

砂回収についてなのですが、雪解けが通常であれば車道部分が先に雪、解けるものですから、一応路面清掃業務として砂回収も含めて実施しているのですが、一応 3 月の下旬に機械の散水車とあとスノーパーと呼ばれる路面清掃車を用いて 3 月下旬から路面清掃を実施していく考えでありまして、4 月入ってからは車道部分の脇、歩道があれば歩道部分、なければ路肩部分になるのですが、その雪解けぐあいを見まして、今度人力、機械でやる作業は市内を二つに分けて実施しているのですが、人力の場合は、市内を五つに区分して 4 月以降に発注を予定してございます。

予算の関係なのですが、路面清掃の人力の部分につきましては、平成 29 年度は 1,492 万 6,000 円を予定しております。

○前田委員

平成 29 年度、1,492 万円を予算化しているということでございますが、これ議会でも議員も質問している部分もあるのだと思いますし、各町会とか団体とかと恐らくいろいろな人からいろいろな意見が寄せられて、砂の早期の回収に向けてのそういう寄せられた事例というか、採用はしてはいないけれども、こういう事例が寄せられたとか、議会ではこういう議論が過去にあったとかという何かありますか。

○（建設）雪対策課長

昨年度でございますけれども、7 月に除雪懇談会を開いております。その中では、市民の皆様から砂、昨年度からまく砂の有形、少し大きめの砂の粒にしております。それで、そのことに対して我々はききがよかったというようなことをお聞きしたということをお申しましたら、粒が大きい分だけ乾いたときに歩くと滑りやすい、転んだ事例があるというようなことはその場でお聞きいたしております。

○前田委員

違うのだけれども、そういう散布した砂を回収するのに業者さん、1,492 万円、今、予算を組んで発注する段取りをしているということだけれども、そのほかに町会だとかボランティア団体だとかそのほかあるのだろうかけれども、そういう人たちからこういうことをしたいとかしたほうがいいのではないかとということで情報的に寄せられたことはありますかと聞いたのです。

○（建設）建設事業課長

砂まきボランティアにおきましても、融雪期における砂の回収作業をあわせてお願いしているものですから、それで土のう袋に砂を回収していただいて、建設事業課に電話をいただければ我々でとりに行っているというような作業を行っております。

○前田委員

その実態というのは具体的に何かあるのですか、費用を伴うとかどうなのですか。

○（建設）建設事業課長

回収につきましてはボランティアということなので、我々で直営でとりに行っているというような状況でございます。

○前田委員

そこは今までいろいろな方が言ってなかなか実現されていないので、それはそれとします。

それで、ロータリーなんかだと両サイドに雪が今、積んだとか、それと一緒に砂もやっている場合がありますよね、この沿道の砂はどう処理されていますか。

○（建設）雪対策課長

沿道の砂でございますけれども、これにつきましても解けた後に砂の回収は歩道上であれば人力を使ったり、車道上であれば機械を使ったりしているところでございますし、排雪時に一緒に持っていった場合につきましては、

中央ふ頭基部などに捨てたところにつきましては、夏場にしゅんせつ工事で砂を回収して埠頭基部の水深を確保するようにいたしております。

○前田委員

民地に入ったやつはどうされたの。

○（建設）建設事業課長

民地に入ってしまったものにつきましては、それぞれの家庭で回収していただいて、その後、建設事業課に電話いただいとりに行くというような形をとっております。

○前田委員

では、これに伴う苦情というのはないのですね。

○（建設）建設事業課長

先ほど市民の声ということで、砂の回収にかかわる年間約 200 件というようなことを答弁したのですが、その中には要望として、家の敷地内の砂を集めたので持って行ってくれというような要望もその 200 件の中には含まれております。

○前田委員

昨年もそうでしたがことしもそうだと。民地を借りて雪を堆積するということはことはふえたのですか、何箇所あるのですか。

○（建設）雪対策課長

それについては、今、手元に詳細な資料がないのですが、昨年度とそんなに変わらず 200 件前後だったと考えております。詳細な資料が手元にないので。

○前田委員

200 件というのは 200 カ所土地を借りて、民地を借りて堆積しているということではないのですか。

○（建設）雪対策課長

それにつきましては、市で借りているところもあるのですが、主にこれに関しましてはステーションで民間から借りて入れさせていただいているという箇所が、手元に資料がないのですが、合計で約 200 件程度ございます。

○前田委員

その砂だとか、いわば雪に入って混じってくるごみ、その辺の措置というのか処置、どのようにされているのか。

○（建設）雪対策課長

全てではございませんけれども、借りている条件等によって業者で清掃をしたり、もしくは市で清掃をしたりというようなことは行っております。

○前田委員

200 件、それなりに対応している。そうしたら苦情がないのですか。

○（建設）雪対策課長

我々に届いてくる、やるのが遅いとか時期的なことで御相談はございますけれども、砂の処理が悪いから、来年度からは貸さないというようなことは特に耳に届いておりません。

○前田委員

耳に届いていないということはいいことですよ、200 件のところからの苦情がないのだから。それなら、もっとも私のところの土地使ってという人はまだ出てくるかもわからないので、雪対策課長、頑張ってください。

それで、私、桜のことをお話しさせていただきますが、桜の真ん中のロータリーがあるのですよね、ロータリーがあって、雪がグレーダーで持ってくると円周というか周りにぐっと置いていったのが朝夕ずっと置いてあるのですけれども、日中ロータリー車が来て、ロータリーを重点として回って積んでいくのですが、雪がことしは若干少ないのですけれども、解けた後の砂、あそこは一応公園緑地課で管理しているのかと思いますが、一応芝生が植えてあるのですけれども、冬場、もう刈れないだけの砂があります。あれは毎年どのような措置をされておられますか。

○（建設）雪対策課長

桜のロータリーの積んだ雪が解けた後の砂ということでございますけれども、昨年度に関しましては、その砂、清掃して回収しております。今年度に関しては、昨年になりますけれども回収しております。昨年度に関しては、夏に清掃等を行っておりませんでした。来年度に入ってから、解けた後の状況を見て、状況がひどければ回収等も行わなければいけないと考えております。

○前田委員

草が生えているところですから回収するといっても大変なのですが、手で拾うわけにもなかなかいかないと思うもので、それである人は私のところに来て、ああいう草ではなくて表面を違う素材にして回収しやすくしたらどうなのだと、あれではもう余りにもだんだん砂が高くなってきて、私らも毎年熊確神社のとき、あそこへ旗を立てたりしたのを見に行くのです、ごみも拾います。そんなすごい砂の量なのでだんだん小高くなってきていますから、その辺がどうなのかというのが聞いてみたかったと思うのです。毎年のことだし草刈りの人も恐らく大変だと思って、草刈りの刃が痩せるというか欠けるというかそんなような状態が続いているから、カンカンカンカンチンチンチンチンとこういう音ばかりが聞こえている状況になっているので、何か対策がとれないようなものかと思ってお聞きしますけれども。

○（建設）雪対策課長

昨年度も砂を回収する前ですけれども、砂が多かった。それに伴って草ですね、草刈りができない、砂があるままではできないということでその前に砂の回収をしたところでございます。今年度においては、ブルーシート等で保護する等の一部仮設的な手法はとっておりますけれども、それにつきましても草刈りに前に状況を確認して、必要であれば必要な対応をとりたいと考えております。

ただ、あその場所につきましては、今、除雪対策本部所管のロータリー自体がないものですから、その仕様を草から何かに変えるというようなことにつきましては今、除雪対策本部としては考えているところではございません。

○前田委員

先ほども言いました。観光都市小樽、今議会でも黒い雪のことも中央通なんかも言われました。そんなのでこれから雪が解けて、その砂ぼこりだとか砂じんだとかこういったことで苦情が来るのかと、200 件のうちの 1 件目が来るのかと、もう来ているのかもわかりませんが、そういったことで苦情が来る前にやはり積極的に早め早めの対応というのが必要ではないのかと、砂の回収に向けて、これはやはり早くやってもらいたいと。私たちも車も運転したら砂ぼこりも巻き上げますし、歩行者にも不快感も与えますし、そんなことで予算もついているのであれば、早めに入札になるのだと思いますけれども、そういった作業を進めていただいて、本当に 4 月中、連休前にきちっと対応していただきたいと思いますけれどもいかがですか。

○（建設）建設事業課長

先ほども答弁させていただいたのですけれども、機械につきましては 3 月中、また人力につきましても 4 月早々に契約しまして作業を進めていきたいと考えております。

○前田委員

ということは、5月の連休前くらいまでには主要な幹線道路はきれいになっていると、市民に迷惑かけるようなことはない、苦情も来ない、そういう状態にするということによろしいですね。

○（建設）建設事業課長

お約束はできませんが、早急に作業するようにはいたしたいとは考えておりますので御理解ください。

○前田委員

期待しています。終わります。

○委員長

自民党の質問を終結いたします。公明党に移します。

公明党。

○高橋克幸委員

◎報告を聞いて

報告を聞いてということで何点かお聞きをします。

まず、空き家対策についてです。

先ほど川嶋主幹から報告いただきました。計画はできました。問題はこれからなのですよ。今年度4月からどういうふうにやっていくか、特にお聞きしたいのは、この後ろの「計画の概要」の2ページ目にあります「取組」の（5）と（6）、これは今後どのように進めていくのかお知らせください。

○（建設）川嶋主幹

計画の中の資料にあります「取組」の（5）と（6）ということでございますけれども、（5）にあります、「①まず所有者等への注意喚起」というところ等では、計画ができましたので広報おたる、これ今、予定では5月号に計画のことはもちろんですけども、市民の関心を高めるとい意味合いで提示を予定しておりますので、その辺で空き家のことの市民の意識を高めていきたいと考えております。

②について「特定空き家の認定基準」ということで、現在これも会議を設けて基準づくり、既に専門部会ということで2回ほど行っております。この基準については、年度の早いうちに特定空き家、いわゆる危険といいますが、迷惑がかかる空き家の基準づくりは早い段階、できれば今の予定では5月ぐらいにその基準をつくりたいということで、現在もう既に動いております。

次に、「除却・解体の促進」ということでありますけれども、これにつきましては平成29年度の予算ということではありませんけれども、原課といたしましては、平成30年度から何かしらの補助制度、助成制度ということで平成30年度の予算に間に合うように考えているところであります。

それと「（6）相談窓口の周知と関係団体との連携」等につきましては、相談窓口の周知ということについても広報その他を活用して周知を進めるとともに、関係団体につきましては、今、既に空き家の会議の中に建築業界の方、不動産業界の方または法律、弁護士ですとか司法書士もいますので、そういう方々とも引き続き、いろいろな事案について御相談したり、いろいろお知恵を拝借してやっていきたいと考えております。

○高橋克幸委員

余り明確になっていないように聞こえますけれども、「④除却・解体の促進」については平成30年度からという話ですけども、本当にそれでいいのでしょうか。一刻も早く対策をとってほしいという、そういう相談が私のところにも何件も来ています。古い家が斜めになって寄っかかっているところもあるのですよ。そういう具体的な内容について、当然相談しなければならいでしょうし、では市として計画ができたので具体的にこういうふうにやりますよというのを市民に周知しなければならないのではないですか、もう少し具体的な答弁をお願いします。

○（建設）川嶋主幹

今、高橋委員の言われました倒壊しそうになっている空き家という事例がございましたけれども、先ほど言いましたように、そういう空き家については特定空き家ということに認定をまずはしなければならないということで、その基準をできれば5月ぐらいをめどに今、基準をつくって、そして基準ができればそれに該当する空き家については認定をしていくと。特定空き家ですと、このままでは迷惑が人にかかりますよというようなことで、それはもう年度内に特定空き家の基準ができた後、認定をしていくということで所有者等に文書なり訪問をするなりしてそのことを知らせていくというようなことは平成 29 年度中に行っていく予定です。

○高橋克幸委員

前にも議論しましたけれども、非常にこれはスピード感を持ってやっていただきたいと思います。本当に皆さん、期待していますので、今年度中に早く実効的な対策を組んでいただきますようお願いをします。

もう一点、市民の皆さんからの意見もありましたけれども、以前私も提案し、また質問しましたけれども、空き家・空き地バンクの関係です。お答えでは、登録数、成約数が増加するような制度の見直しを行いますということだけしか書いていないのですが、具体的にはこれ見えているものありますか。

○（建設）川嶋主幹

現在のところ空き家・空き地バンクというのは、建設部のまちづくり推進課が所管しているのですが、これを4月1日ということで空き家対策に所管を移しまして担当することになっております。既に不動産業界の方々には口頭ですけれども、今の制度の使いづらい点等々は、口頭で幾つかには聞いているのですが、これを宅建協会の御協力等々をいただいて、各社にアンケート方式というのをなるべくこれから早い段階で空き家・空き地バンクで取り扱っている業者で現在、その空き家・空き地バンクの登録業務と取り扱っていない業者さんにもバンクの周知ということも含めて、何かどのようにしたらふえるやり方がいいのかという意見もアンケート形式でしたいというふうに考えております。

○高橋克幸委員

前にもお話ししましたけれども、やはり業界とすればメリットがなければやる必要がないとなるわけですよ。ですから、インセンティブが与えられるようなことを工夫して、できるだけ早くやっていただきたいと思います。

次に移します。

住宅エコリフォーム助成事業について伺います。

今年度は先ほどもお話しありましたが、非常に少ない件数で残念でしたけれども、対象が、内容がこういう内容なのでやむを得ないのかなとは思っていますが、改正によって期待をしています。確認なのですが、これ各業者の方々の周知はいつされるのですか。

○（建設）建築住宅課長

先ほども少し答弁ありましたが、予算議決後に前回のリフォームに登録された業者、今回登録された業者、あとは建築関係団体に、こういう点が変更になったということで各業者に個々に内容等の手紙を送付したいと考えております。

○高橋克幸委員

それは、終わってからすぐということは今月中ということですか。

○（建設）建築住宅課長

予算議決後すぐやっていきたいと思いますので、今月中には着くようにやっていきたいと考えております。

○高橋克幸委員

もう一点、変更案の中で同一住宅、利用年度内は1回限りだけれども、複数回はいいよと。この複数回の回数の上限はあるのですか。

○（建設）建築住宅課長

何回やっても、自分の家だとすれば補助をもらって 30 万円までについては何回でもという考えであります。

○高橋克幸委員

では、30 万円を超えたらだめだということですね。

○（建設）建築住宅課長

今のこの制度でいけば、一応上限額を 30 万円ということで設定しております。

○高橋克幸委員

できるだけ業者には早く通知をお願いしたいと思います。

次に、報告がありました色内小学校跡地の道営住宅の建設に係る件ですけれども、御報告いただきましたけれども、よく見えない話なのですね。それで、これは今年度中にめどがあるのかないのかお知らせ願います。

○（建設）建築住宅課長

報告の最後でもありましたけれども、多分北海道のやっていることなので、はっきりしたことは言えないのですが、来年度中に何かしらの建築行為とかそういうことが進むということは少ないのかと思っております。

○高橋克幸委員

ということは、平成 29 年度は何もないというそういう予想ですか。

○（建設）建築住宅課長

目に見えた工事の進捗ですとかそういうものはないのかと思っております。

ただ、我々も建設に向けて北海道とどういうことで条件だとかがあるのかその辺をまた再度すり合わせしながら、できるだけ早く建設に向けて進めていきたいと感じております。

○高橋克幸委員

また動きが出たら教えていただきたいと思います。

次に、耐震改修促進計画についてです。

これも以前にも議論しましたが、ページ数が書いていないのですが、計画の 3 枚目になるのか、耐震化の目標というのがあります。住宅では耐震改修が必要というのが 8,300 戸、19%ですね。多数利用建築物は、必要が 14 棟 5%なので、これは進むだろうと理解していますけれども、問題は住宅なのです。住宅の対策は、16 ページ、「住宅・建築物の耐震化に向けた施策」とあるのですが、この中に（3）で最後に「新たな補助制度等の創設について検討します」という文言があります。これは、どのように検討していくのか説明してください。

○（建設）建築指導課長

今、高橋委員から御質問がありました新たな補助制度の創設なのですけれども、現在のところ検討しておりますのは、民間大規模建築物に関してですが、これは耐震診断の報告義務があったのですけれども、それについて事業者からですが、今後、耐震改修の予定がないかどうかを聞き取りをして、それで改修の補助制度の検討を行っているところでございます。

○高橋克幸委員

よくわからないのだけれども、前にも議論しました無料耐震診断、実施しましたが、ほとんど応募がない。診断したはいいけれども直すお金がない、直すことがわからない、そういう方が多いわけですから、無料診断だけではだめなのですよ、この制度は。だから、次のことを考えてやってもらわなければならないので、私は、この新たな補助制度というのは非常に大事な考え方だと思うのです。そのことを聞いたのです。

○（建設）建築指導課長

住宅に関しましては、無料耐震診断も実施していますし、耐震診断に関しては補助制度もございます。ただ、委員から御指摘にあったように、改修に関しては、まだ補助制度はございません。それで、これに関しては一応検討

というか、他都市の状況を見まして耐震診断の補助制度と改修、両方を実施している都市も少し調べたのですが、実績がほとんどないような状態でしたので、なかなか両方一緒にセットにしても実績には結びつかないのかということ考えてございます。

○高橋克幸委員

いずれにしても、これまた時間がかかるので、新たな機会で質問させていただきます。

次に、報告の中の水道局に伺います。

石狩西部広域水道企業団の議会の報告がありました。ここに金額 114 円から 111 円に改めるということで減額になりました。これは可決されたわけですが、小樽の影響について確認したいのですが、平成 29 年度、これどれぐらいの減額効果になるのかお知らせください。

○（水道）主幹

ただいま受水単価 114 円から 111 円へ減額した効果はということなのですが、受水単価の差が 3 円になります。それで、平成 29 年度の基本水量なのですが、52 万 4,870 立方メートルを乗じますと 157 万円となり、これが減額の効果額となります。

○高橋克幸委員

次に、札幌市水道局との建設協定について何点か伺います。

先ほど説明をいただきました。それで確認したいのが何点かあります。この説明の図面で確認したいのは、両サイドともに地上式消火栓というのがあるわけですが、これは何のために設置するのですか。

○（水道）整備推進課長

消火栓は目的が幾つかありまして、通常の消火栓としても通常は使用できます。緊急時に使用する際には、お互いに水を供給するときに水量の設定をするのに消火栓から水を吐いて、その量を測定して、それでバルブのあける回路を設定するため、水量を確認するために使います。そういったことと、あとは応急給水拠点としまして、例えばタンク車に水を供給する場合、これにつきましても、この消火栓から水を入れるというような目的で設置してございます。

○高橋克幸委員

それで、工事発注が 29 年 6 月なのですが、これは小樽も札幌も同時発注になりますか、要は工事の仕方を確認したいのですが。

○（水道）管路維持課長

工事発注の時期でございますけれども、小樽市におきましては、ここに書いてあるとおり 6 月ころを発注を予定してございます。ただ、札幌市でお聞きしているところでは、空気弁等の資材が現場に入庫される時期がかかるものですから、4 月末くらいに工事を発注すると聞いてございます。

（「札幌のほうが早いの」と呼ぶ者あり）

はい、そうです。

○高橋克幸委員

少し懸念している点が 1 点あります。こういう施工区分の場合、接点が結局どちらの責任になるなんていう問題が起きたときに必ず出るのです。これは、小樽市がやったのだろう、札幌市がやったのだろうと。この接続の施工区分の協議というのはどのようにされていますか。

○（水道）管路維持課長

この接点の施工の関係でございますけれども、建設協定の中には、特にそういう詳細までは詰めてございません。ただ、現在、新年度に施工するに当たって、担当レベルで詳細を現在詰めているというところでございます。

○高橋克幸委員

要望ですけれども、これきちんと打ち合わせしてください、後で必ずトラブルになりますから。ですから、札幌市側、小樽市側の考えで、この接点についてはこういうふうにしましょうという、要するにお互いに確認しなければだめですからそれをぜひお願いします。

では、報告については以上で終わります。

次に、いつも水道局に質問できないので、先に水道局の質問をいたします。

◎水道局の委員会規程について

水道局の各種委員会規程、これを指摘させていただきました。水道局でも見直しをしていただいて、第3回定例会で概要を報告していただきましたけれども、改めて確認します。七つの各種委員会あるわけですけれども、現状でよいもの、それから改正、変更しなければならないもの、これを区分してお答えください。

○水道局次長

小樽市水道局の各種委員会規程の見直しについて以前に御指摘いただき、七つの委員会全てについて、現状と規定されている内容の整合性について見直しを行いました。見直しを行いました結果、まず現行のままでよいものにつきましては、水道局例規等審査委員会、水道局広報委員会、指定給水装置工事事業者及び下水道工事店資格審査委員会、指定給水装置工事事業者及び下水道工事店違反工事審査委員会の4委員会になります。

次に、既に改正を行ったものが二つございます。一つ目は、水道局水道資材等審査委員会で、これにつきましては、担当事務である水道資材の承認という表現が抽象的であり、実際に審査対象している管路に関する資材のほか、浄水場、配水池などの施設の資材も審査対象に含まれるように見えることから、その辺り問題点がございましたので、そこで審査対象を明確にするに当たり水道資材を水道用管路資材に改めるということを改正を行っております。

二つ目は、水道技術検討委員会で、これにつきましては担当事務が2項目しかなく、その内容も限定的であります。そういったことから規定で定める項目以外にもかかわっているという状況もありましたので、上下水道の運営にかかわる技術的事項のうち、管理者が必要と認めるものを担当事務に追加し、必要なものについて幅広く検討できるように改正を行いました。これらにつきましては、昨年11月に改正しております。

最後に、改正に向け検討中なのが水道局建設工事等委員会で、これにつきましては、規定されている資格審査と格付は現在行っていないことや、一般競争入札についての規定がないことなどの問題点がございました。この改定は、同様の事務を行っている小樽市の建設工事委員会とのかかわりがありますことから財政部と協議を進めております。

○高橋克幸委員

前にも指摘しましたがけれども、指摘した3点が改正もしくは改正検討中ということでありました。今、説明あった財政部とも協議をしている入札参加者の件です。平成18年に資料を提示しましたがけれども、水道局としてはそれを見過ごしていたということにしかならないと私は思いました。なぜこういうふうになったのか、なぜ見過ごされてしまったのか、委員から指摘を受けてこのように改正をしなければならなかったのかということで、当委員長としてはどのように受けとめられておられるのか見解を伺いたいと思います。

○水道局次長

今、御指摘がありましたように、各種委員会規程が七つありました。その中でも何一つと言っていいのか、七つとも全然見直しというものがされていませんでした。その中でも建設工事委員会の改正ということも平成18年度指摘されたということですが、その辺もはっきり言って見逃したのかとそういうふうと考えておりますので、今回の改正に当たっては、しっかりその辺も今後、法整備部分等もございまして、その辺もしっかり見きわめながらきちんと法整備、委員会を開催していくことに努力するというふうにしたいと思います。

○高橋克幸委員

気になるのが、今、資格審査の件ですけれども財政部と検討中とありましたが、たしか私、指摘したのは昨年
の第 2 回定例会だったと思います。第 3 回定例会にこの書類が出てきたのですが、第 3 回定例会からいってもう半
年たっているわけです。そんなに難しい協議内容ではないのではないかと思います、何でこんなに時間がかか
っているのかお知らせください。

○水道局次長

建設工事委員会の改正につきましては、今、御指摘されたように水道局だけが改正すればよい部分と、先ほども
申し上げましたが、市の工事委員会でも同様の事務を行っている部分があるため、双方が共通した表現に改正すべ
きところでありました。その協議を進めておりますが、今の経過といたしましては水道局のみの改正部分、それは
できるでしょう。共通する部分の洗い出しというものについてやっておりましたが、共通する部分について、今、
法制担当の文言整理についてやっている段階であります。そしてその改正のめどといたしましては、今月、今年度
中に改正するというをここで申し上げます。

○高橋克幸委員

今年度中、今月中ということですね。では、これについては検討されましたら、また報告等をいただきたいと思
います。

◎鉛製の給水管について

次に、前回質問できなかった鉛製の給水管についてです。

これは人体に影響があるということで使わなくなった経緯がありますが、具体的にはどのような経緯で今まで進
んできているのか、概略は簡単に結構です。お知らせください。

○（水道）サービス課長

鉛管の使用という意味でございますけれども、小樽市の鉛管は創設当時、明治 44 年から昭和 40 年に部分的な修
繕以外の使用を廃止するまで給水管として使用されてきております。使用されてきた場所といたしましては、昭和
30 年ごろまでは、主に宅地の給水管として、それ以降は、鉛の持つ可とう性・柔軟性を利用して、継ぎ手の器具の
前後の 30 センチメートル程度に使用してきたという経緯がございます。小樽市が所有する導水管、送水管、配水管
には鉛管は使用してございません。

○高橋克幸委員

それでは、ここ直近 10 年間で結構です。鉛管の給水管の推移をお知らせください。

○（水道）サービス課長

直近の 10 年ということなのですが、統計をとり始めたのが平成 13 年からなものですから、平成 13 年と昨
年の平成 27 年度末、これを比較して答弁させていただきます。平成 13 年度末の件数でございますけれども 2,193
件、延長は、約 1 万 4,900 メートルでございます。平成 27 年度末の件数は 1,039 件、延長は約 6,000 メートルにな
っております。撤去の実績は件数で 1,154 件、解消率は 52.6%となっております。撤去延長は約 8,900 メートル、
解消率は約 60%となっております。

○高橋克幸委員

まだ 1,000 件以上のお宅で使われているということなのですね。この鉛製の給水管については、以前にも議論し
たことがあるのですが、やはり人体に影響がないとは言えないのだろうと思うわけです。この辺の認識について
いかがですか。

○（水道）水質管理課長

高橋委員がおっしゃるように、人体には影響あるとは考えております。水質基準 0.01 ミクロン・パー・リットル
となっております、この基準をクリアできますように、残存している鉛管のある家庭につきましては放水、ある

いは長い管でなかなかもう取りかえれないというところについては布設がえの依頼というのですが、そういうことをしている状況でございます。

○高橋克幸委員

それで、水道局としては、この残りの 1,039 件の方々にはどのような周知または対策を考えておりますか。

○（水道）サービス課長

鉛製給水管の問題は、抜本的な解消策としては、やはり布設がえ以外ないと考えているところでございます。

しかし、給水管はお客様の財産というものでございますので、布設がえに要する費用というのはやはり使用者の負担ということでなかなか進まないというような実態がございます。水道局としては、家屋の建てかえのときにこの給水装置をかえることにあわせて、布設がえの依頼とか指導などを行って、また水道水の使用方法についての広報活動についても、これは引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

○高橋克幸委員

確認ですけれども、この 1,039 件の方々には自宅に鉛給水管があるというのは承知しているのでしょうか。

○（水道）サービス課長

この水質基準が許可されたときに全ての家庭に訪問いたしまして、ビラなどを配付している状況でございますので、その時点ですぐ把握していると認識しております。

○高橋克幸委員

それは何年ぐらい前ですか。

○（水道）サービス課長

平成 15 年のころ実施しております。

○高橋克幸委員

例えば、借家だったり代がかわったりするとわからない人もいるわけですよ、そういう意味では、できるだけお金のかからない方法で再度周知もしくは再度お知らせをするということを考えてほうがいいのかと思うのですが、いかがですか。

○（水道）サービス課長

広報活動というのが単年で終わっておりますけれども、これは引き続きやっていったほうがお客様に対してよいかと思しますので、この辺の方法につきましては今後、研究してまいりたいと思います。

○高橋克幸委員

先ほどもお聞きしましたけれども、人体に影響のあることですので、そういう認識の上で使っていただくということが、実はその鉛管は、あなた方の所有権だからということで切り離すのではなくて、水道を供給している市としては、そういう周知も含めて可能であれば助成金等も考えてほしいと思いますけれども、個人財産になかなかそれは難しいかと思しますので、有効な対策をさらにまた考えていただきたいと思えます。鉛管はこれで終わります。

◎上下水道の耐震化について

次に、上下水道の耐震化について伺います。

これは一長一短で議論できない話ですので、もっとこれから議論させていただきたいと思えます。

近年、大きな災害、地震があったわけで、インフラ整備というのが非常に大事だというのが市民の皆さんにも浸透してきていると思えます。そういう意味では上下水道の耐震化というものは、これは待たなしたろうと思っているわけです。現状を確認したいと思えますけれども、まず上水道で施設とそれから管路と分けて、施設数は幾らあるのか、耐震化は何箇所済んでいるのか、管路については延長幾らあるのか、耐震化は幾ら進んでいるのか、これをお知らせください。

○（水道）整備推進課長

まず、私からは上水道の施設についてお伝えさせていただきます。上水道の施設数につきましては全部で 52 カ所、そのうち耐震化が済んでいる件数というのは平成 27 年度末までで 5 カ所となっております。

○（水道）管路維持課長

引き続き、私からは、上水の管路について答弁させていただきます。管路の中で特に配水管の数字でお答えをさせていただきますけれども、配水管の耐震化の計画延長というのがございまして、それが 96.5 キロメートルを計画としております。そのうち平成 27 年度の数字ですけれども、約 31.8 キロメートルの管路の耐震化を終えております。率にいたしまして約 33%となっております。

○高橋克幸委員

次に、今度下水道について伺います。同じ質問です。施設数、そして下水管の管、この両方についてお答え願います。

○（水道）整備推進課長

下水道の施設数が全体で 29 ございまして、そのうち平成 27 年度末までで 5 カ所が耐震化を終えている状況でございます。

○（水道）管路維持課長

下水道の管路で特に汚水管の関係でお答えをしたいと思います。

汚水管の耐震化の計画延長というのは現在定めておりませんので、市内全域の汚水管が対象ということで現在、考えております。市内の汚水管の延長が平成 27 年度末ですけれども約 579.9 キロメートルでございます。そのうち、これも平成 27 年度の末でございますけれども、約 52.9 キロメートルの管路の耐震化を終えており、進捗率は 9.1%ということになってございます。

○高橋克幸委員

思ったより低い数字だということに大変驚いております。施設については、上水道では 10%を切っているのですね、下水道も非常に少ない数字だとそういうふうに思います。今、計画されている水道ビジョンありますが、これの中では、それぞれどのように計画をされておりますか。

○（水道）整備推進課長

現ビジョンは、平成 30 年度までの目標があれになっていまして、上水道施設につきましては目標数が 11 カ所、下水道施設につきましては平成 30 年度までで 1 カ所というような目標を立ててございます。

○（水道）管路維持課長

同じく管路につきましても、現ビジョンが平成 30 年までという目標になってございまして、配水管につきましても、目標延長 35.3 キロメートルを進めるという予定になってございます。下水の管路で汚水管の部分については、目標の延長というのは定めておりませんので、お答えすることは今できません。

○高橋克幸委員

それで、第 2 回定例会まで結構なのですが、それぞれの施設数がどこにあって、どこの箇所が耐震化になっているのかという一覧表にしていきたい。これはお互いに議論するのに非常に役に立ちますので、管路についても同じように上下水道ともに 1 回整理をしていただきたいと思っております。まず、それをお願いしておきます。

◎除排雪について

それでは、時間がないので、最後に除排雪について伺います。

まず、苦情の件です。先ほどいろいろ苦情の件数は前田委員が聞いていましたのでこれは聞きません。私が問題にしているのは、その受け付けた内容です。まず、除雪対策本部で、この苦情の電話の受け付けは何人の体制でやられているのか教えてください。

○（建設）雪対策課長

除雪対策本部なのですけれども、電話の内線が四つの局番がございますので、その局番に対応するように、なるべく 4 人は必ず除雪対策本部の中に残っているようにしておりますが、一瞬一瞬トイレとかもございますので、それは 3 人になったりというようなことはございます。ただ、朝方ですとパトロールへ行く前の職員も多くおりますので、四つの局番の電話を十数人で対応することもございます。

○高橋克幸委員

この電話の受け付けする方々に対応のマニュアルというものはあるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

対応する職員につきましては、電話の対応マニュアルというのを作成しておりますので、それについて周知しているところでございます。

○高橋克幸委員

この苦情の記録というのとはっておりますか。

○（建設）雪対策課長

市民の皆様から寄せられた声につきましては、電話で我々が対応した分につきましては記録をし、それを担当するステーションにファックスで送信することによってステーションで一元的に記録というものは管理しております。もちろんその記録管理したものは、ある一定の時期ごとに我々が受理をして、我々が最終的に管理するようなシステムにしております。

○高橋克幸委員

先週でしたか、雪対策課長にお話ししましたけれども、電話を受けた市の職員の方が、かけてきた市民の方に対して大変失礼な言動を行ったと伺いました。これ 1 件だけではなくて実は複数あります。一番ひどかったのを雪対策課長に紹介しました。まず、こういう対応があったという認識で雪対策課長もよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

事前に高橋委員からお聞かせいただきました市民の皆様への対応につきまして、実を言いますと除雪対策本部、そのとき在籍していた対策本部の職員に一人一人確認したのですけれども、そのような対応をしたという者には実際にはあられません。ただし、除雪に関する事で、この時期に市役所に電話をかけた場合、ほぼ 100% 除雪対策本部にかかってくるということは事実でございますので、それを考えますと、対応した職員、新採用という面もあるのですけれども、あと自分がそういう対応をしたという職員の記録はなかったのですけれども、市民の皆様がそういうふうにおっしゃられるということでございますので、それについては除雪対策本部でほぼ受けたものと考えておまして、それについては私どもといたしましても申しわけないという気持ちでございます。

また、このことを機会にいたしまして、除雪対策本部の事務局職員につきましては、市民の皆様へ丁寧な対応をとるようにもう一度改めて周知したところでございます。今後、今年度はシーズンもう終盤になってきておりますけれども、これから 3 月 31 日までこういうことがないように市民の皆様には丁寧な対応をしていくということでもう一度伝えております。また、来年度におきましては、市民の皆様からいただいた声に対するマニュアル等でも接遇面について、もう少し充実したものにしたいと考えております。

○高橋克幸委員

今後のことも言っていたので、余りお話することは無いのですが、市民の皆さんの要望を 100% かなえるというのは、それは不可能だと十分私たちも理解しています。ただ、同じできないにしても、説明するにしても、対応の仕方、言動の表現あると思います。私、聞いたのは本当にひどい内容です。それなら市役所に電話する必要はないのかというような内容でした。ですので、とても信じられなかったです。市の職員が何でそんなことを言うのだらうと、私は決して個人攻撃をするつもりもありませんし、ここで誰だと伺おうとも思っておりません。

ただ、対策本部として、やはり市民の皆様、お客様ですから、そういう対応をしてほしいのです。受け付けている方々も 1 日何十本も電話が来るから大変だというのはそれは理解しますけれども、ただ相手は初めて電話する方だったり、今期初めて電話をかけたのだという人もいるわけですよ。そういう対応をされたら、私はどんなに傷つくかと思うのですよ。そういうことなので、これはぜひ徹底してほしいと思いますし、再度その会議のごとに、それはしつこいようですけれども雪対策課長からお話をさせていただきたいと思いますがいかがですか。

○（建設）雪対策課長

市民の皆様に対する受け答えを丁寧にする、これは市役所職員として当たり前のことでございますので、このことについてはしっかりと除雪対策の事務局職員に伝えるとともに、私自身も除雪対策本部の事務局を預かる者として反省しておりますので、その点についてはきちんと伝えていきたいと思っております。

○高橋克幸委員

よろしく申し上げます。

◎建設事業協会からの要望書について

最後の質問です。

今回、我が党の代表質問で秋元議員が質問した内容です。建設事業協会からの要望書についてです。

本会議で聞いていましたけれども、私はもうあきれてしまいました。質問に答えていないということですから、市長も部長も、もうひどい内容だと思います。まず、この要望書の内容にあった大幅な変更の内容についてお示しください。

○（建設）雪対策課長

これにつきましては、平成 29 年・30 年度小樽市競争入札参加資格申請、これの中の道路等除雪における主な変更内容ということでございまして、主な変更内容といたしましては、変更前は、土木工事業、建築工事業、管工事業、舗装工事業のいずれかの建設業の許可が必要としておりました。それを变更后、以下の三つの要件を満たしていると登録要件になるという形で、大まかに言いますと、1 番、除雪機械を保有していること。2 番、除雪業務を履行する能力があること。3 番、施工及び工程管理や成果品等の資料作成能力があることといたしまして、変更前に付しておりました四つのうちいずれかの建設業の許可が必要であったということを変更後には撤廃しております。

○高橋克幸委員

それは、どのように決められてきたのか、時系列ごとに何月で結構です、何月何日は要りません、何月にこれ、何月に何、それを説明してください。

○（建設）雪対策課長

まず、この前段といたしまして、小樽市としましては J V、地域総合除雪に多くの業者の皆様が参加していたことが必要だと考えているという考えを議会議論等でも述べてきたところであり、J V の数につきましては 4 社が理想的だということも述べてきております。その上で多くの業者に参加していただきたいという思いはございました。それで、今、高橋委員からお問い合わせがありました時系列でございまして、10 月 14 日に契約管財課から雪対策課、ほかの部もそうだと思うのですけれども、2 年ごとに行っている平成 29・30 年度、今度この次は平成 29・30 年度の小樽市競争入札参加資格申請、これについて変更点がある場合は、期限を決められた中で変更案を提出してくださいという文書が来ました。これが 10 月 14 日でございます。これに伴いまして、まず 10 月 17 日に雪対策課から契約管財課に我々変更する意思があるということ、ほぼ何も決まっていないのですけれども、あるということだけ伝えました。それで中で 1 回雪対策課で検討し、11 月の初旬でございまして、建設部建設部長も入った中で建設部の会議を持ちました。その中である程度大筋の方向性を決め、11 月 22 日にそれをまとめ、それを再度建設部で建設部長が入った中で会議を開き、22 日にその建設部としての最終案というのをまとめ、そ

の後、11 月 22 日に副市長、24 日に市長に説明し、最終的に 11 月 25 日に契約管財課に修正案を提出したところでございます。

○高橋克幸委員

要望書を持っていますか、時間がないので、あれば読み上げてほしいのですが、要望書の 1 番、読み上げてください。

○（建設）雪対策課長

平成 29 年 1 月 25 日付で小樽建設事業協会から提出された要望書の 1 番について読み上げます。

「1、一昨年の地域総合除雪業務入札参加要件の突然の変更に際しての要望や、また昨年の要望でも、今後の除排雪業務の見直しに当たっては、事前に市民、業界等の十分な意見聴取や要望把握を行っていただくよう要望したところであった。しかるに今般公示された平成 29・30 年度小樽市指名競争入札参加資格審査申請に関し、道路除雪等業務の登録要件の変更については、事前の意見交換等もなく突然変更されており、我々の要望が全く無視されたことはまことに遺憾である。今後の見直しに当たっては、従前より要望しているように、事前の意見聴取、要望把握等をしっかりと行っていただきたい」と記載されております。

○高橋克幸委員

建設部長に伺いますけれども、本会議の答弁で、全くこれ無視しているわけですね、答弁されていないではないですか、説明してください、なぜ無視したのですか。

○建設部長

私どもといたしましては本会議でも答弁いたしましたけれども、事前にシーズンが終わりましてから業者からいろいろ事情も伺いまして、4 月にまた業者の状況についても伺ったということが一つございました。その中で業者の状況は、我々なりに把握しているというのが一つ。

それからもう一つ、先ほど雪対策課長から申し上げました、業者、これから持続可能な除雪体制をつくる上ではできるだけ範囲を広げて参加していただくという思いもあったということが二つ目。その中でもう一つは、今る条件の設定過程については建設部で議論しましたということを申し上げましたけれども、その中で私どものつくった案の中では、今、登録している業者さんの中で条件に合わなくなるという業者もいらっしやらなかったということがありまして、そこについては私どもとすれば影響はないだろうということで、あえて建設事業協会には意見照会等はしなかったということでございます。

（「いやいや、質問に答えていないよ、部長、私はそんなこと聞いていないよ、何で無視したのですかと聞いているのですよ」と呼ぶ者あり）

無視したというお言葉でございますけれども、私どもとすれば確かに意見聴取をしてくれというお話はございましたけれども、私どもとすれば、業界の状況は把握できているという理解の中でそれはしなかったということでございます。それを無視と言われるとそれは捉え方だと思いますけれども、私どもとすればこれで影響は少ないだろうと考えたところでございます。

（「何言ってるのですか」と呼ぶ者あり）

○高橋克幸委員

質問ちゃんと聞いてください。見直しに当たってはとちゃんと日本語で言っているではないですか、何でそこ抜かすのですか、もう一回説明してください。

○建設部長

再度の答弁になるかと思いますが、私ども確かに見直しでございますし、見直しに当たっては意見を聞いてほしいという要望はございました。私どもとしますと、業者側の状況がわかっていたということであえてこの段階では聞く必要はないだろうということで考えたところでございます。これを無視と言われれば、聞かなかつたこ

とということの事実はそうかもしれませんが、私どもとすれば業界の事情がわかっていたつもりだったということでございます。

(「委員長、全然質問に答えていないです」と呼ぶ者あり)

○委員長

なぜ無視をしたのかということで、もう一度部長、はっきりお願いします。

○建設部長

なぜかというと、聞かなかったことに対してということの答弁にしかならないのですけれども、私どもでは夏のころのヒアリングということで業界の状況はわかっていたということでございます。

○高橋克幸委員

委員長、時間に入れないでください。おかしいですよ、部長の答弁、何言ってるのですか。状況を聞いてくれなくて一言も言っていないですよ、業界の方々。見直しがあった場合に意見聴取してくれという話ですよ。先ほど出たのは 10 月、11 月の話ではないですか、本答弁で出たのは 7 月の話なのですよ、全然違うではないですか、もう一回ちゃんと説明してください。

○建設部長

私ども 7 月の話は、業界に事情聴取をして業界の状況を把握したということでございます。その後、建設事業協会から要望をいただいたのは、平成 29 年 1 月 25 日の要望でよろしいですね、先ほどの。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

ですから、私どもで条件を改定するに当たっては、7 月に状況を把握したということの中で私どもは事業協同組合には意見照会もすることもなく決めたということございまして、この要望書について無視をしたということではないと考えております。

○高橋克幸委員

無視したからこういう要望書、出てきたのでしょうか、何を言ってるのですか。前の要望書でもそういうふうに意見聴取ちゃんとしてくれと言っているのですよ、それを無視したからこういう要望書出てきたのでしょうか。建設部で決まった何で 11 月に意見聴取しなかったのですか、その理由を説明してください。

○建設部長

先ほどの再答弁になりますけれども、意見聴取しなかった理由といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、業界の状況がわかっていた。それから、私どもとすればこの条件設定でも今まで登録していた業者が外れることがないということで考えたということでございます。

(「全然おかしいわ、それ」と呼ぶ者あり)

(「それも本会議で」と呼ぶ者あり)

○高橋克幸委員

雪対策課長でもいいですけれども、平成 27 年第 4 回定例会の建設常任委員会の記録があれば読んでほしいのですが、これはもう年変わったので、2 年前に同じように出てきた建設事業協会からの要望書です。突然 2 社から 4 社に変更になった云々というあれですよ。最後に私は質問をして、信頼関係について質問しています。その建設部長の答弁あれば、読んでください。

○(建設)雪対策課長

ただいまありました平成 27 年 12 月 16 日の建設常任委員会の高橋委員の最後の質問に対して建設部長が答弁している内容を読み上げます。

建設部長、「信頼関係については、もうこれはいろいろな質問の中であるかもしれませんが、除雪というのは、市、それから業者、それから市民の皆様、そういった協働関係ということは再三申し上げているところご

ざいます。ということは、業者側の信頼を回復するというは信頼がなければやっていけないということは委員がおっしゃるとおりでございますので、どういった形で信頼を取り戻すか、それにつきましては、今後、要望書にもありましたとおり、業者の意見等もいろいろと伺う中で、信頼を回復してまいりたいと考えてございます。」以上でございます。

○高橋克幸委員

建設部長がそうやって言っているのですよ、信頼を裏切った、向こうは損なっただけだと言っていたのですから認めていたのではないですか、建設部長は。信頼関係を回復するためにちゃんと意見聴取すると言っているのですよ、ここで。うそついているのではないですか、どうなのですか。

○建設部長

私とすれば、意見は何いましてということも答弁したとおりでございます。そこについての必要性の部分で、私のほうで今回は必要ないだろうという判断をしたところでございます。ただ、その聴取の仕方について、突然ということで業界から遺憾であるというお叱りといいますが、そういう要望が出ておりますので、聞き方については今後とも検討して、業界の方とも意見交換はしていかなければいけないと考えているところでございます。

○高橋克幸委員

もうこれ以上やっても押し問答になるでしょうから、私は悲しいですよ、建設部長。そうやって言っておいて何もしないというのは卑怯ですよ。

提案しますけれども、今年度の除雪が終わったら、業者の方々と意見交換を総括するでしょう。そのときでもいいですから、ちゃんと聞いてくださいよ。この制度変更の内容、意見交換、やってください。答弁をお願いします。

○建設部長

その点については、今回の変わることにヒアリング等を実施したいと思っております。

○高橋克幸委員

終わります。

○委員長

公明党の質問を終結いたします。この際、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は 4 時 20 分といたします。

休憩 午後 4 時 01 分

再開 午後 4 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○川畑委員

◎市営住宅の撤去後の修繕について

最初に、市営住宅の撤去後の修繕について質問します。

一般質問の再質問の中で建設部長が答弁されていますけれども、再度確認させていただきたいと思っています。

撤去後の修繕件数は、平成 25 年 113 件、平成 26 年 111 件、平成 27 年度が 103 件と 3 年間で 327 件と答弁をいただきました。修繕件数が年々減少しているわけですが、今年度予算額からしてどのくらいの修繕を計画しているのですか。

○（建設）越智主幹

具体的にどの程度退去の件数が発生するかということと、あと退去した後の部屋の状態、それによってもまた違ってくるので、具体的な戸数ということをはっきりお示しすることはなかなか難しいと思っているのですけれども、限られた予算の中ですけれども、おおむね前年どおりの戸数は確保したいと考えております。

○川畑委員

戸数は、なかなか明示するのは難しいのだらうと思います、それはわかります。ただ、この3年間を見ると、大体100件以上は改修しているのではないかと思うのですが、それでこの小樽市の空き家は、建築指導課の空き家対策の平成27年度の調査では市内全域で空き家率が5.1%、塩谷住宅の管理戸数については375戸に対して空き家数が66戸、空き家率が17.6%あります。うち修繕予定が46戸と回答されておりますが、平成29年度の修繕予定でもって修繕件数を明確に示すことはできないというのですけれども、これまでの経過が100件くらいというのは想像つくのですけれども、この塩谷の市営住宅の修繕は何件くらい見込んでいるのかわかれば示してほしいのですが。

○（建設）越智主幹

先ほどの答弁と同じような話になってしまっていて大変申しわけないのですけれども、塩谷住宅については、建物が少し古くなってきているということもありますし、あと入居の状況、退去の状況等々またこれはっきりわからないところもあるので、退去者の状況ですとか入居の状況等を含めて順次修繕きちんと進めていきたいとは考えております。

○川畑委員

なかなか期待された数字は出てこないで申しわけありませんが、一般質問の答弁から応募者が多い住宅を優先するのだという答弁をいただいているのですけれども、塩谷の住宅は全く見込めないのかどうなのか、せめてこれくらいはやりたいとかとそういうのはないのでしょうか。

○（建設）越智主幹

過去の実績で見ると、20戸弱ぐらいは毎年やってきているというのは数字としてはあるのです。

（「何戸」と呼ぶ者あり）

20戸くらいですね。ですから、全体で100戸ということで考えると、それなりの数字は直してきているという経過はありますので、これも何とも本当には言えないのですけれども、適切な対応というか適切な修繕に努めていきたいとは考えております。

○川畑委員

20戸くらいで案外期待もできそうかと思ったのだけれども、一般質問での答弁で、撤去後の修繕を全てできないのも事実だと、そういうふうに建設部長は再質問で答えていましたね。効率を考えて入居率の高いところから修繕をすると答えているのですけれども、空き家率の高いままにそういうことは市の財産を活用しているとはならないのではないかと、私はそう主張しているわけです。塩谷の市営住宅では随時募集住宅というのがあったのですけれども、この緊急に入居希望する人にとって非常に有効な施策だと私は思っています。平成29年度は、空き家を修繕に当たって随時募集住宅をふやす予定があるかどうか、その辺を聞かせてください。

○（建設）越智主幹

これも全体の中でのバランスということもあるとは思っているのですけれども、ただあいている状態にならないように、常に提供できるような住宅がある形で修繕は努めていきたいとは考えております。

○川畑委員

この撤去後の住宅の最後の質問ですけれども、私が住んでいるから塩谷だけを言っているわけではないので、祝津住宅もかなり空き家率が高いのですよ。それで、祝津住宅には随時募集という住宅がありませんけれども、この

間の質問の中で答えられたのは 54 戸空き家があるのですね。その平成 29 年度修繕は何件を予定しているか、それと同時に塩谷のように随時募集住宅を考えているかどうか、その辺を聞かせてください。

○（建設）越智主幹

祝津住宅につきましては募集の状況とあと入居の状況、そういったものを見ながら、やはり修繕という形にはなっていくとは思いますが、入居の状況が余り芳しくない、募集の状況も芳しくないというのがやはり事実としてあるものですから、その辺を見て、これも適切にということしか今は申し上げられないのですけれども、修繕は努めていきたいと考えているところです。

あと、随時ということですが、川畑委員からもお話しありましたけれども、今時点でということではないのですけれども、結局、今後をどうするかということについては検討していく必要があるのかとは考えているところでございます。

○川畑委員

ぜひこれも検討してください。今すぐ出せとは言いませんので検討していただいて、塩谷と同じように随時入居できる住宅をつくってほしいと思います。

それでは、質問を変えます。

◎建設事業関係の予算について

建設事業関係の予算の問題で質問させていただきます。

私よくわからないので今、質問をしているので申しわけないのですが、平成 29 年度予算でもって市道整備事業の 4,500 万円、そして臨時市道整備事業が 3 億 6,000 万円計上されているわけですが、私が見るところの臨時がついているのとついていないのだけの違いのように見えるのですが、その違いについて説明してくれますか。

○（建設）建設事業課長

市道整備事業費と臨時市道整備事業費の事業内容の違いについてですが、市道整備事業というのは、市道の適切な維持管理を行うことを目的として市内を南北二つの地域に分け、舗装の穴や亀裂などの補修を行うもので、年間を通して業務委託をしているものでございます。

対して、臨時市道整備事業は、先ほどの報告の中で御説明しましたが、側溝や舗装の老朽化が著しい路線や溢水対策が必要な路線各々に対して整備の緊急性や路線の重要度、事業の効果などを総合的に勘案いたしまして整備するものでございます。

○川畑委員

臨時市道整備事業は、今回 21 件をやるということなのですが、道路橋梁維持費が 1 億 5,300 万円計上されていて、その中に舗装の補修工事費 794 万円、それから側溝補修工事費が 2,773 万円、市道整備事業とこの舗装補修工事費、それから側溝補修工事費とはどこが工事内容が違うのか示してくれますか。

○（建設）建設事業課長

道路橋梁維持費の中の舗装補修工事と側溝補修工事につきましては、建設事業課で通常行っているパトロールであつたりとか、あと市民の苦情や要望などに対して迅速に対応するために年間委託している先ほどの市道整備事業とは別に施工可能な業者に依頼して、舗装や側溝の補修を行っているものであります。

○川畑委員

そうしたら少し確認したいのですが、例えば市道の舗装に穴があいていると、それで私らは市民から苦情が来るのですが、そういうのを言うと、それはどこから出るのですか。

○（建設）建設事業課長

そういうような緊急性の高いものにつきましては、道路橋梁維持費の中の舗装補修工事で対応しております。

○川畑委員

それで、臨時市道整備事業について聞きたいのですけれども、平成 25 年から 5 年間の年度ごとの予算計上額と世整備路線数、これについてお知らせください。

○（建設）建設事業課長

過去 5 年間の年度ごとの予算計上額と整備路線数につきましては、平成 25 年度は予算が 4 億円、路線数は 33 路線、平成 26 年度は予算が 4 億 500 万円、路線数は 30 路線、平成 27 年度は予算が 3 億 6,800 万円、路線数は 28 路線、平成 28 年度は予算が 3 億 6,000 万円、路線数は 23 路線、そして平成 29 年度は予算が 3 億 6,000 万円、路線数は 21 路線を予定してございます。

○川畑委員

予算説明書で平成 25 年度から私、見てみたのですが、その中では臨時市道整備事業の内訳として病院関連というのが 2 年ほどあったのです。平成 26 年と平成 27 年、これはどういうあれでしたか、示していただけますか。

○（建設）建設事業課長

病院関連の臨時市道整備事業費につきましては、新小樽病院の建設に伴い、病院局から依頼を受け整備したものでございますけれども、平成 26 年度につきましては、現在の小樽病院と駐車場の間、市道大通線にありますけれども、そのところにバス停を設けるためにバスレーン、バスの停車帯ですね、それを設置しております。

また、平成 27 年度は市道住吉線の 1 本札幌づきの市道住吉南線になりますけれども、駐車場を整備すると、駐車場と市道住吉南線の間に高低差が生じてしまいますので、危険防止とかあと雨水の流入防止のために転落防止柵と側溝を整備したものでございます。

○川畑委員

バス停はわかりました。そして、もう一つの駐車場の裏、あれは要するに駐車場の裏の工事なので、崩れないようにするというこの工事ですか。

○（建設）建設事業課長

もともと旧病院があったころは、ちょうど裏口になっていましたので高低差は発生していなかったのですけれども、それが更地になったときにのり面の整備をいたしましたので、それで数メートルの落差が発生したものですから工事を行ったものであります。

○川畑委員

それで、予算計上額が平成 25 年から 5 年間で 4,000 万円減少しているのですよ、そしてまた整備路線も 33 路線から 21 路線ですね、これも減っていますよね。これも減った要因について説明してくれますか。

○（建設）建設事業課長

臨時市道整備事業における予算及び路線数の減少についてですけれども、確かに臨時市道だけを考えると、平成 25 年度と比べて 4,000 万円減少したのは事実でございます。ただ、平成 25 年当時にはなかった橋梁の長寿命化事業とか道路ストック更新事業、そういうものを合わせた道路関連事業費で考えますと、当時よりも 1 億円から 2 億円増加しているものでございます。

あと、路線数の減少につきましては、それぞれの路線ごとに幅員であったりとか、あと路盤構成あるいは整備延長なども違いますので、一概に事業費と路線数が比例関係というわけにはならないのですけれども、事業数の減少に伴って路線数も減っていることは事実でございます。

○川畑委員

よく私はわかりにくいのですが、素人にするとやはりこの予算額も減って路線数も減ったということになると、市民からの要求とか道路の整備自体を減らしているのではないかと見るのですが、先ほど言ったほかのほうとの関連というのをもう少しわかりやすく説明していただけますか。

○（建設）建設事業課長

道路関連事業費で考えますと、市道の整備だけではなくて橋の更新であったりとか、あと道路ストックであれば道路照明であったりとかトンネル、あと舗装の打ちかえとか、あとは標識もそうですし、そういうものの更新も行わなければならないということで、臨時市道だけを考えればやはり下がってはいるのですけれども、ほかの部分で大幅に増加しているものですから、予算のバランスを考えてそのような結果になっている部分でございます。

○川畑委員

道路の改良だとか側溝改修なども臨時市道整備事業に関する市民からの要望というのは結構あるのだらうと思うのですが、現状の予算で応じ切れているのかどうかということが疑問にあるのです。それで、平成 29 年度の年間に実施される路線数は、市民から要望されている路線に対してどのくらいの割合でしているのか、もしつかめていたら示してくれますか。

○（建設）建設事業課長

昨年末現在で要望とかによる我々が押さえている整備対象路線というものが約 100 路線ほどございまして、平成 29 年度は 21 路線を予定しておりますので、路線だけの割合で考えると約 2 割程度でございます。

○川畑委員

私なんかにあそこの道路も側溝も直してほしいというのが結構来るのですけれども、今でもって 100 路線ぐらいやらなければならない課題があるのですね。そうすると、今 21 路線と 2 割くらいですか、これをもう少しふやすことにはならないのかとと思っているのです。それで、私、建設事業課長に予算をふやせといっても無理かもしれませんが、きょう建設部長おられるので、建設部長の工事予算額は私は少ないと思うのだけでも、せめて平成 25 年度の 4,000 万円ぐらいにならないものなのか、その辺について意見を聞かせてください。

○建設部長

予算ということで市民の要望も九十何路線かあるということではなかなか追いつかないのだという現状もあるので、ただ先ほど御紹介しましたとおり臨時市道整備のほかに道路ストック、いわゆる標識ですとか舗装の打ちかえ、重要路線ですね、例えば高商通ですとか、それとかフルーツ街道ですとか、そういったところもやらなければならないと。

それから、橋梁、小樽にも百幾つを超えるたしか橋があったと記憶しておりますので、そういったところの塗装を直して欄干とかそういったものの老朽化を防ぐとか、そういったこともやらなければならないといったことで、財源がたくさんあればいいのですけれども、やはり限られた財源でございます。土木費だけではなくて、ほかにも使わなければならない予算がございますので、その辺は一定程度の調整はしていかなければならないだろうと考えております。ただ、弁解がましくなりますけれども、臨時市道の中でも、例えばゼロ市債で先ほども御紹介しましたけれども、5 路線、4 工事を発注しますし、また早着ということで早めに業者のほうに工事を発注するというところで、いわゆる端境期、冬から夏にかけて、そういったところに早く工事を出すことで、一定程度春枯れといいますか、工事が薄くなるころにおいても工事を出す形で業者には配慮しているといったこともありますので、その辺は御理解いただきたいと考えております。

○川畑委員

確かに、ほかのもかかるとはわかるのだけれども、例えば除雪の問題でも市長に聞くと、予算がないからと言うのですよね。これもまた予算がないからというふうになると、やはり市民の生活路線というかそういうものが大事にされていないのではないかという気がするのです、ことしはもう無理だろうと思うのですけれども、ぜひ来年以降、そのように検討してほしいと思うのですがどうでしょうか。

○建設部長

来年の話になりますと、今ここでお約束はできませんけれども、やはり私ども全体の工事、臨時市道もあります

し、繰り返しになりますけれどもほかの事業もありますので、そこら辺のバランスをとりながら予算要望していきたいと考えてございます。

○川畑委員

これ以上詰めても結論が出ないと思いますので、改めて検討するように考えていただきたいと。

◎高速道路の周辺道路整備事業費について

それで、高速道路の周辺道路整備事業費について伺いたいと思います。

この高速道路の周辺道路整備事業というのは、ネクスコが高速道路建設に当たっての事業だと思っているのです。それで、林道徳助沢連絡通線が平成 28 年度予算でもって 4,200 万円計上されていました。このときに、その工事期間は、たしか 2 年と私は伺っていました。平成 29 年度は、また予算書を見ると 1,200 万円計上されているのですけれども、これは昨年予算とは別に追加となるのだろうか、その辺を示してくれますか。

○（建設）建設事業課長

徳助沢連絡通線は林道でございますので、産業港湾部の農政課の依頼を受け、建設事業課で工事を実施しているのですけれども、予算自体は土木費の道路新設改良費で昨年度同様でございます。

○川畑委員

そうしたら、昨年のに追加ということかい。

○建設部長

やらなければならない延長が、簡単に言うと五千数百万円分あるのですけれども、昨年の予算が 4,200 万円しかつかなかったので予算でできるだけはやりましょうと、残った分は平成 29 年度の予算でやりますと、こういうことです。

○川畑委員

ことは同じ整備事業費の中で、塩谷の丸山下通線、これをやるということで計上されているのですけれども、これが合わせていくと 3,000 万円でしたね、それと合わせると 4,200 万円になるのだけれども、昨年と同じ数字で、その 4,200 万円ということは頭打ちということなのだろうか。そして、その丸山下通線の工事は、どのくらいの距離なるのか、どこからどこまでになるのか示してもらいたいです。

○（建設）建設事業課長

塩谷丸山下通線は、一応単年度の整備を予定しているのですけれども、概算ではじいた額を平成 29 年度、単年度で終わらせるように計上しております。

（「単年度でやる」と呼ぶ者あり）

はい。工事区間につきましては、道道環状線から JR 塩谷駅から 150 メートルほど余市側に行ったところに丸山踏切というものがあるのでございますけれども、そこを渡って二股に分かれるところを起点として、そこから途中ネクスコの塩谷西インターチェンジの中のボックスとか、あと整備終わっている区間もございまして、それらを除いて合計延長で 440 メートルほどを整備する予定で考えております。

○川畑委員

もう一つ、実は高速道路の関係でいくと徳助沢連絡通線のときに、地域住民の五助沢町会の方から、せっかくやってくれるのだけれども、道路が狭いので待避場とかそういうものをつくってもらえないのかと、予算決まって工事にかかった後でそういう話があったのですよ。そういう道路工事に当たって、地域住民の要望なんかを取り入れてもらえることはできないのかどうか、その辺聞かせてください。

○（建設）建設事業課長

徳助沢連絡通線は、一般の市道とは違い林道でございますので、森林の整備保全を目的として設ける道路という性格を考えますと、現在ある機能以上のものをつくるというのはなかなか困難かと思っておりますけれども、現況の道路

の路面状況ががたがたで通行した車両が故障しているというようなことも伺っておりますので、今回は、今年度と来年度の 2 カ年、そのがたがたの道路を直すというような方向で考えております。

○川畑委員

そうしたら、ことしやる塩谷丸山下通線は、単年度で平成 29 年度で完了するということなのですね、もう一度確認させてください。

○（建設）建設事業課長

一応平成 29 年度で終わらせる方向で予算を組んでおりますけれども、詳細の調査や設計であったりとか、あとあの場所は地下水が多いところという情報も入っておりますので、実際に掘削した段階で水が出てきたりしたら、その辺の対応もしなければならぬので、場合によっては、平成 29 年度だけではなくて平成 30 年度にも入る可能性はございます。

○川畑委員

◎ロードヒーティングの更新事業費について

ロードヒーティングの更新事業費についてお伺いをします。平成 28 年度で 1 億 1,750 万円計上されました。そして交付金事業として西通線ほか 1 線として 1 億 1,050 万円、単独事業として桜東住宅幹線、これで 7,000 万円計上されています。この事業は実施されてきたのかどうか示してくれますか。

○（建設）建設事業課長

平成 28 年度当初は、交付金事業として西通線とあとかもめが丘団地幹線、あと単独事業として桜東住宅幹線の合計 3 路線のロードヒーティングを予定しておりましたが、交付金事業に関しましては、ここ数年要望どおりに交付金が配分されるということがなかなかなくて、今年度につきましても大幅にカットされるものですから、西通線は実施を見送って平成 29 年度に予定しているものでございます。

○川畑委員

それで、第 2 期工事計画というのが以前に私いただいたのですけれども、それから行くと平成 31 年度までに第 2 期計画があるのですが、その中で平成 29 年度は千秋通線道道取りつけ、それから上赤岩旧道線、それから千秋通の工業高校下の予定だったのですけれども、平成 29 年度予算計上では西通線ほか 1 線と、単独路線として奥沢 3 丁目路線となっているのですけれども、西通線というのは平成 28 年に実施されなかったということであれば、あるいは平成 29 年度は西通線でも手宮側もありますよね、そちらが計上されていることになるのか、その辺を示してください。

○（建設）建設事業課長

西通線につきましては、当初は平成 28 年度事業として、旧色内小学校の横の合計 170 メートルの整備を予定していたのですけれども、先ほど御説明した理由により今年度実施を見送ったものですから、平成 29 年度につきましては上赤岩旧道線と西通線の旧色内小学校の横とあとは単独事業といたしまして奥沢 3 丁目通線の工事を実施する予定で考えております。

○川畑委員

そうしたら、今年度のは千秋通の関係はしないで、西線通と単独事業で奥沢 3 丁目路線をやると、そういうことになるのですね。そうなりますと、平成 31 年度までに 2 期計画があるのですが、平成 31 年度、相当数、これはあるというのは路線数なのです。相当数残るのだろうと思うのですけれども、当面計画はこういう計画で実施できるかどうか疑問を持つのですけれども、その辺の見通しについてはどうなのですか。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの更新計画というものが平成 21 年度から平成 31 年度までを更新期間として事業を行っておりまして、平成 25 年度までは要望どおり交付金も配分されたのですけれども、平成 26 年度以降から要望どおり配

分されなかったものですから、現在もそのような状況が続いているものですから、実施未了になった路線につきましては、平成 32 年度から予定しております第 2 次のロードヒーティング更新計画の中に組み入れていきたいと考えております。

○川畑委員

今の第 2 次というのは 2 期で 3 期目になるのですか、平成 31 年度以降は。

○（建設）建設事業課長

先ほど第 1 期、第 2 期というのが、第 1 次のロードヒーティング更新計画の前期が第 1 期、後期が第 2 期という扱いで、少しややこしいのですけれども、次に平成 32 年度から約 10 年間の予定が第 2 次ロードヒーティング更新計画ということで考えております。

○川畑委員

確認しますけれども、そうしたらこの平成 31 年度まで残ったやつは平成 32 年度以降の予定の中に組み入れていくということになるのですか。

○（建設）建設事業課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

◎住宅エコリフォームについて

住宅エコリフォームについて質問をさせていただきます。

先ほども自民党からも、それから公明党からも質問ありましたけれども、私も疑問を持った点を何点か質問させていただきます。

それで、平成 28 年 9 月の建設常任委員会では、エコリフォーム助成事業の変更については国費を導入している事業なので、変更が国費導入に耐えられるか、後志振興局を窓口として北海道と協議していると答弁いただいたと思います。それで、まず聞きたいのですけれども、今回改定案を提案しているということは、北海道の了解済みだということですのでよろしいのですよね。これは、北海道となれば、そういう事業をやっているのは小樽市もやっていますが、ほかの市でもやっているとと思うのですが、このエコリフォーム助成事業を実施している市町村は、同じ条件で取り扱いされることになるのかどうか、その辺を示してください。

○（建設）建築住宅課長

今、川畑委員の御質問なのですけれども、まず最初なのですけれども、今回交付金はいただけるということで北海道からは回答いただいております。

それと、全道的にどうなのかということだったので、断熱改修工事等の助成事業を行っている他都市、国費を入れているところの他都市を見ると、やはり居室の窓は全部やりなさいということになっていますので、それで先ほど説明しましたけれども、私どもとしては件数も少ないもののヒアリングをして、個別に北海道との窓の一部でも交付金を入れないかということで協議させていただきました。それで小樽市は、一応交付金は入るということで回答を得られています。

あと、他都市は個別に相談に行っているかどうかかわからないのですけれども、今の状況を見ると、まだ居室全てということで書かれているので、はっきり申し上げできない、他都市のことでわかりませんが、小樽市だけが個別に行って協議してオーケーをもらったのかというところであります。

○川畑委員

そうしたら、北海道というのは、直接自治体からお願いして了解とればそこには認めるけれども、ほかは必ずしも認めているかどうかはわからないということなのですね。

○（建設）建築住宅課長

今、川畑委員がおっしゃられていることではないかと思います。私たちも正直こういうことをやりたい、制度を変えたいということで個別に後志振興局を通して行って、本庁と協議するという段階を踏んでやっという交付金をもらえるということになったので、他都市でも違うことで変更したいということであれば、そういうことで協議してオーケーになるかどうかというのをやっていくのではないかと思います。

○川畑委員

それは小樽の努力が実ったと、そういう評価をしてよろしいですね。

それで、先ほどほかの委員の方からも質問されてある程度わかりましたけれども、どうも先ほどの答弁の中で、わからない、はっきりしていないと思うのは、事業者とか市民に周知徹底をするのに具体性が少し足りていないのではないかという気がしたのです。その辺で、まず4月1日からやるということですよ、それは広報おたるなりに載せたり、事業者に載せたりするのでしょうかけれども、これを予算が決まらないからそう遅くなったとは言うけれども、いかにして今年度平成28年度が少なかった、それを取り返すとすれば、やはり相当な周知徹底をしないと満度に行かないだろうと。私どもが持っている経済効果につながっていかないのではないかという心配はあるのですけれども、その辺はどうですか。

○（建設）建築住宅課長

事業者とか市民への周知徹底ということだとは思うのですけれども、今、何回か答弁しているのですけれども、4月には当然広報おたるには掲載、それに伴ってホームページ、それから先ほども言いましたけれども、前回と今回の登録事業者へ文書をもっての周知、あと一つ大事なことは、窓口に来る相談者ですとか、また私の勝手な思いかもしれませんが、意外に業者間の口コミとかそういうことで非常に有効なのではないかと思っておりますので、私も多少なりとも建築業界にも知り合いますので、そういう広報的なこと以外にも口コミ的なことになるかもしれないのですけれども、そういうことで少しでも多く皆さんに周知できるように、言葉はあれかもしれないのですが、いろいろ頼んでみたいと、そんなことを考えているところであります。

○川畑委員

この断熱工事等の窓を一部でもできると、そういうようなことを話を聞いたので建築業者にも話をしてみたのです。そうしたら、窓は確かにそうだと、大事なのだと、だけれども外壁だとか屋根だとか天井の一部もこれは認められないのだろうかと、そういう質問が来たのです。その辺はいかがですか。

○（建設）建築住宅課長

今、言われたように、天井ですとか外壁とかということについては、ことしから始まった制度なのですけれども、これについては一応全体をやるということで補助の対象と考えております。業者のヒアリングの結果わかったことが、とにかく私は窓口に出てもそうなのですけれども、一部の窓をやりたい、ある程度年を行かれて、2階はもう子供部屋なのですけれども物置状態なので、自分らは1階でほとんど生活しているので1階だけでもやりたいとかという、結構そういうような要望が多いものですから、比較的窓の一部ということであっても、かなり業者的にはそれなりにお客さんとかそういうのがついてくるのかと、私も窓口に出たりして市民とか話をしているのですけれども、やはり窓の相談が一番多いということで、業界のヒアリングでもそうだったのです。何か窓の一部でも助成になるということであれば、かなり有効なのではないかと思っております。

○川畑委員

確かに窓が一番だというのはそうだと思うのですけれども、今後、外壁だとか屋根の一部だとか、あるいは1階の天井だけをやるとかそんな要望なんかでいろいろあると思うのですけれども、それらが実現できるような方法も検討してもらいたいと思います。

ところで、こういう改定案が出されたのだけれども、どの程度の申請件数だとか申請額を見積もっているのか、

その辺について示してください。

○（建設）建築住宅課長

正確には、来年度からやることなのですけれども、一つの指標としまして、私たち前回のリフォーム助成をやった中から、その中でも断熱改修工事をやったものを抽出しまして、それを見ますと年間 30 件程度ということがありました。その中でやった中の予算額が大体 16 万円程度だったのですよね、それで 30 万円掛ける 16 で大体 500 万円ということで見積もって、今回の予算要求をしているところであります。

○川畑委員

具体的な見積もりは出せといっても無理かもしれませんが、精いっぱいせつかく予算立てつけた、その分については実現するように頑張っていたいただきたいと思います。

◎南小樽駅周辺地区バリアフリー化について

南小樽駅周辺の地区バリアフリーの基本構想の策定について質問したいと思います。

バリアフリーの基本方針で、「ともに支えあい、安心して健やかに暮らせるまち」という基本的理念としているようです。方針の第 1 に、全ての人に優しい歩行者ネットワークの確保を掲げて、高齢者や障害者を初め、人に優しいまちづくりを目指すとあります。方針の第 2 には、冬期間特有の積雪や凍結等による歩行環境の悪化を軽減するため、歩道除雪除排雪の実施でもって、より快適な歩行空間の改善に努めるとあります。

南小樽駅の利用状況は、月に 1 回以上利用しているという人が 8 割を占めるという、アンケートの中でありました。そして、南小樽駅から移動の手段としては徒歩が移動が 6 割以上となっていると、そしてまた市道住吉線の小樽病院前の経路の利用が多くて、回答者の 6 割を病院関係で利用するというのが占めているという調査結果が出ています。それで、平成 28 年 3 月の我が党の小貫議員の一般質問での、J R 南小樽駅バリアフリー基本構想についての質問に、市長は、「南小樽駅は、駅周辺には高齢者や、それから障害者の方々などが利用する病院等の施設があることから、駅や周辺施設、さらにはこれらを結ぶ道路などを一体的にバリアフリー化する必要があるために基本構想を策定した」と、そういうふうに答えているわけです。今回の調査でも南小樽駅の課題としてエレベーターやエスカレーターがない。あるいは冬期間、歩道から駅への間の歩道が歩きにくい、滑るという声が多くありました。小樽市内を初め、市の周辺からも、J R を利用して市立病院へ通う方も数多くいると思っています。直接市立病院へ通じる対策を講じるべきではないのかと思うのですが、その辺について教えてください。

○（建設）まちづくり推進課長

ただいまの御質問でございますけれども、この基本構想の策定におきましては、基本構想の策定協議会というのを設けておまして、策定協議会の協議の中でも今、御質問にあったように、南小樽駅からの病院へ至る直接通じる経路の検討をしたらどうかというお話、御意見もあったところではございます。これに対しましては、同じく策定協議会の委員に参画していただいております J R 北海道の考え方といたしましては、バリアフリー化は早期に実施する必要があると、この早期実現のために現駅舎を利用した形で進めたいという考え方とお答えをいただいております。

○川畑委員

もう一つ聞きたいのですけれども、南小樽駅舎というのは相当古いですよね、昭和 33 年駅舎移転改築後、築 59 年になっているようです。それで、老朽化している状況の中で時期的に建てかえる必要性も出てくるのではないかと思います。今は古いのも長寿命化をして使うというのがあるのですけれども、それにしても築 59 年、60 年ですから、南小樽駅周辺地区のバリアフリー基本構想には、駅舎の改築の課題が触れていないのです。それでエレベーターやエスカレーターがないことだけで駅舎の改築がないので、駅舎の改築というのを当然入れるべきではないのかと、そのときに先ほど質問した小樽市立病院にも直通的に行けるような、そういう構想もあわせて持ち出していくと、J R のそのことを要求していくといたら変ですけども、そういうことをお願いをしていくとい

うことが必要ではないのかと私は思うのですが、その辺についてお答えください。

○（建設）まちづくり推進課長

ただいまの駅舎の改築、かなり築年数もたっていて老朽化しているということではございますけれども、この改築ですとか移転とかこういった御意見につきましても、策定協議会の中で意見としてはあったところでございます。先ほどのお答えの繰り返しにもなりますけれども、早期のバリアフリー化の実現というのが一つ最大の目標でもございますので、現駅舎でのバリアフリー化を進めるということで J R 北海道としては考えていらっしゃるというところでございます。

○川畑委員

やはり課題はバリアフリー化なのだけれども、それとあわせて駅舎と一緒に考えていくことが小樽市民にとって、あるいは周辺の小樽市立病院などに通う患者にとって非常に大切なことだと思いますので、この辺についてもできるだけ追求していただきたいと、そのことをお願いしてこの質問を終わります。

◎陳情第 13 号下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について

それでは、あと最後に一つ陳情が上がっているので、その件について質問をします。

陳情第 13 号下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方についてという陳情が上がっています。現在下水道汚泥等の処理に当たって、下水汚泥の汚泥から灰の回収までの経過処理について説明していただけますか。

○（水道）水処理センター所長

下水処理で発生する汚泥から灰の搬出までを簡単に御説明いたします。

下水処理場では、沈殿池や反応タンクといった設備により、下水の汚れを活性汚泥という微生物を使って処理します。処理する過程で汚れが汚泥に変わります。きれいになった水は、公共水域に放流いたします。一方で発生した汚泥は多量の水分を含んでいます。そこで多量の水分を含む汚泥を自重による沈殿濃縮や薬品を添加して濃縮し、体積を小さくします。その後、脱水機で水分を絞り、脱水汚泥として焼却炉で焼却します。その後は、焼却灰として搬出します。

○川畑委員

下水道の終末処理は市内に何箇所あるのか示してくれますか。

○（水道）水処理センター所長

中央処理場と銭函処理場、蘭島処理場の 3 カ所です。

○川畑委員

市内の下水量は 1 日どれくらい出て、脱水汚泥がどれくらい発生するのか示してください。

○（水道）水処理センター所長

3 カ所の処理場を合わせますと、平成 27 年度で日平均下水処理量は約 5 万 4,000 立米で、脱水汚泥は平成 27 年度で 1 万 3,414 トン発生しており、日量としますと約 37 トンです。

○川畑委員

脱水汚泥を焼却処理されたその灰はどうしているのか示してくれますか、その量と。

○（水道）水処理センター所長

焼却した灰は、全量民間のセメント会社へ運び、セメント原料として再資源化しております。その量は、平成 27 年度で 547 トンです。

○川畑委員

それで、現在の汚泥焼却装置の更新時期はいつで、もう一つ、これが長寿命化の関係でどのくらい延ばすことができるのか、あわせて示してくれますか。

○（水道）整備推進課長

本市の焼却設備につきましては、耐用年数自体は 10 年となっております。現在の施設は平成 21 年度に整備しており、7 年を経過しておりますので、耐用年数で言いますと、あと 3 年で更新ということになります。ただ、毎年定期点検等を行いまして延命化を図っておりますので、おおむね今後 10 年程度は使用してまいりたいと考えてございます。

○川畑委員

ほかの市でも下水道汚泥を堆肥化して実施しているところが何件かあると思うのですが、私も何件かは調べたのですが、全体としてどのように捉えているか示してくれますか。

○（水道）水処理センター所長

「北海道の下水道 2014」で示されている数値なのですが、全道の処理方法になりますけれども、堆肥を含めた緑農地利用が 32%、セメント原料を含めました建設資材が 61%、その他埋め立てが 7%という状況を承知しております。

○川畑委員

では、最後の質問にします。

最後に、アミノ酸化堆肥化装置建設の費用だとか汚泥の処理能力は設備規模によって違いが出てくるのだと思うのです。それで、臭気の問題も含めて小樽市内の設置が可能かどうか、そしてまた堆肥化された製品の販売、引取先等についての見通しなんかについてわかれば示してほしいのですが。

○（水道）整備推進課長

汚泥処理の堆肥化につきましては、川畑委員がおっしゃるとおり臭気や設置場所、あと引取先等の多くの課題がありますけれども、資源の再活用としては有効な方法だと考えてございます。

しかしながら、本市の下水汚泥につきましては、先ほど説明させていただいたように、焼却設備にて処理しております。今後 10 年程度は使用していきたいと考えております。このため、下水汚泥を堆肥化すると現在の施設が無駄になることに加え、堆肥化のための設備が必要となり、新たな投資をしなければなりません。こういったことから、現時点では、これらの課題の整理は行っておりませんが、焼却設備の次の更新時には、汚泥処理方法の選択肢の一つになる可能性があると考えているところでございます。

○川畑委員

終わりますけれども、最後に、これきょうすかさず陳情第 13 号下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について質問したのは、陳情の判断をするために質問をさせていただきました。以上で私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質問を終結いたします。民進党に移します。

民進党。

○中村誠吾委員

◎公園について

私からは、公園のことについてだけ質問をいたします。

いよいよ雪解けが進んできました、子供たちが外で遊ぶ時期になってきました。そもそも公園が小さな子供たちが安心して遊べる場所であり、そして御両親や保護者の皆さんの大切な子供たちを伸び伸び遊ばせるために、そして信頼を置いてわざわざ足を運んでくださる場所でもあります。それで、公園管理者である小樽市は、その信頼に応えるべく行政を進めているわけですが、この公園の計画、整備、維持管理を行うべきことはもちろん使命でありますし、また私はこの付託に一定応えていることは知っていました。それで、基本的なことからあえてお聞き

していきますが、小樽市の公園の基本のデータとして、小樽市統計書というのを勉強させていただいたのですけれども、都市公園法というものに基づく公園としての都市公園ともう一つ児童遊園地というのがありました。よくわからなくなるのですけれども、まず一つ質問なのですが、小樽市としては都市計画公園の役割はどのように捉えて推進しているのかお答えください。

○（建設）公園緑地課長

公園の必要性でございますけれども、一般的な話になるのですけれども、公園の緑や施設がもたらす効果として、良好な都市環境の提供、地震などの災害から市民を守る防災機能、市民活動の場、憩いの場の形成、豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠な場所などが挙げられております。

○中村誠吾委員

都市計画だけの話なのですけれども、都市公園というものの中には、総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園、緑地と五つの分類がありました。また、もう一つ外れて児童遊園地も含めて合わせると六つになるのですけれども、結構同じように見えるものがあるのです。それは、手宮公園だとか大きいのはわかりますよ。それで、代表的な公園の名称と箇所数と今お答えをいただきましたけれども、その必要性や目的を説明していただいて、公園とはこういうものだと改めて説明してください。

○（建設）公園緑地課長

市内の公園の種類と目的につきましては、まず大きいほうから順番に行きたいと思います。

一般的に総合公園というのが一番大きいのですけれども、先ほど委員がおっしゃったとおり小樽市に3カ所、小樽公園、手宮公園、長橋なえぼ公園、この3カ所がそれに該当しております。その目的につきましては、住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園ということで、都市規模において1カ所から2カ所ぐらいで、規模的には10ヘクタールから50ヘクタールを標準して配置するような公園となっております。

その次に小さいのが地区公園といいまして、市内に6カ所ございます。代表的な公園としては、からまつ公園、入船公園、朝里川公園などがこれに該当いたします。その目的につきましては、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園ということで、誘致距離1キロメートルぐらいの範囲で1カ所当たり設けてくださいということで、標準的な面積として4ヘクタールを標準としております。

次に小さいのが近隣公園なのですけれども、市内に11カ所ございます。代表的なものとしてはもがみ公園、栗山公園、望洋東公園などがそれに当たりますけれども、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園ということで誘致距離が500メートルに1カ所ぐらいということで、面積も2ヘクタールぐらいを標準で配置するということになっています。

あと、その他残りの公園、街区公園といいますけれども、市内に71カ所ございます。代表的なものとしては、奥沢記念公園ですとかあかしや公園、桂岡中央公園などがそれに該当します。これにつきましても、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園ということで、誘致距離が250メートルぐらいに1カ所ということで、面積も1カ所当たり0.25ヘクタールを標準として配置するということになってございます。

次に、緑地というものがあるのですけれども、市内で2カ所、望洋台の東緑道と築港広場公園もこの緑地に該当しております。目的としては、都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観向上を図るために設けられている緑地ということで、また災害時における避難路の確保ですとか都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的として、近隣住区を連絡するように設けられるものでございます。以上が、都市公園合計93カ所という内訳になっております。

また、児童遊園地につきましては、開発行為などで市に帰属された帰属地や個人や企業などが持っている土地の中で町会等が設置管理している施設、公園ということで市内に52カ所ございます。場所としては、梅広会館の裏に、

梅広よい子の遊び場、それから桂岡の浄水場の上に桂公園というのがございます。あと、塩谷街道に長橋よい子の遊び場、こういったところが児童遊園地ということになってございます。

○中村誠吾委員

大きな意味での役割というのは、まず説明してもらいました。そして大きさはもちろんあるのだと、制限という規定があるのだということがわかったのですけれども、これは先ほど私、別にギャグで言ったのではないのだけれども、全部同じに見えると言ったし、やはり聞いてわからなかったのだけれども、例えば街区だったら専ら地区に居住する者、近隣だったら主として近隣に居住する者、地区公園だったら主として徒歩圏内で居住するのでは違うのだと思うのだけれども、そういうことなのだと、それはわかりました。間違いなければ、都市公園が今 93 とおっしゃいましたが、そして児童遊園地ですね、遊び場というのが 52 があるということ伺い、それを小樽市が管理しているのですね。

○（建設）公園緑地課長

都市公園については市が責任を持って管理しているのですけれども、児童遊園地につきましては、基本的に町会ですとかそういう個人の方が管理しているということで、基本的には市では管理はしてございません。

○中村誠吾委員

これだけの公園が計画されていて整備されてきたわけなのですけれども、現在は維持管理が中心になってきていると思うのです。大規模な改修などは、それは公園の専門の業者がやると考えますし、ただその中には佐々木議員も聞いて、これは事件になったから、悲しかったのですが、遊具についての質問もしています。それで、専門家による定期点検などを説明いただき、事故があってはいけないということで、建設部も、これについてはしっかりと対応していくのだと、というこの回答はもらっておりますのでそれはいいのですが、やはり日常の維持作業についてお聞きしたいのです。それで、先ほども話しましたけれども、大事な子供たち、今後の小樽を支える子供たちが遊ぶ公園なのですけれども、この公園の維持作業へどれだけ力を向けていただけるかということがきょう命題になるのですよ、心配もあるのです。それで、自分でも知っていますけれども、シルバー直営で臨時職員を雇用しておりますし、その体制もお聞かせ願いたいのです。というのは、かつては皆さん、知っているとおり失業対策事業というのがありまして、手をかけられるという基本的な構図がございました。しかし、財政の問題や人口減もあって、小樽のまちの状況も含めて、その維持についてはやはり効率的にやらなければいけないということも含めて民間委託もありました。それでまず、直営の体制についてお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

直営の作業体制でございますけれども、市の職員の監督員が 2 名、それで公園巡視員が 1 名、そのほかに臨時作業員 9 名を 4 月の下旬から 12 月の頭ぐらまで、延べ 151 日間雇用して市内の公園の維持作業を実施しているところでございます。

○中村誠吾委員

先ほど公園緑地課長から児童遊園地みたいなことで町会という話が出たと思うのですが、連携して組織をつくっているということをお聞きしていたのです。これ統一した名称だとかあるのかということと、そういうふうには認識、登録しているのかということとを団体数分かれているのかということをお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

本市には、公園を安全かつ楽しく利用できるようにということで、小樽市と公園の地域住民とが協力して公園の適正な管理を行うということで公園愛護会という制度がございます。この制度は昭和 58 年度から活動をしていまして、現在 63 の公園で 46 団体が活動しております。

○中村誠吾委員

嫌みになりますので、余り市の体制が多い人員ではないような気がしますけれども、公園愛護会ということで、

そういう方たちが稼働してくれるということ、また結構多いですね、46 の団体で少々驚きを感じました。それで、そもそも公園の維持管理の内容については、私は単純に考えてわかるのは小樽市内のごみの収集、汚れているところのごみの収集で遊具の清掃、草刈りとか木々の剪定などが見ていてもわかるのですけれども、作業に関してはおおむねこれでよろしいのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

公園維持作業の内容につきましては、今、中村委員がおっしゃったのは当然なのですが、それ以外に春先というのですか、公園、閉鎖とかしていますので、その開設の準備と例えば遊具ですとかベンチ等を設置したり撤去したり、トイレとか水飲み場も冬、凍結しますので、それを使えるようにしたり、また冬に凍結防止の対策をとったりということをやっております。そのほかに春6月ぐらいになったらカラスの巣ですとか蜂の巣ですとか害虫の駆除の要望もたくさん来ますので、そういったこともやっております。

あわせて公園施設の簡易な補修、台風等倒木あったときの緊急対応措置、あと冬の間は、夏の間街路樹とか葉っぱがたくさんついていて剪定とかもしづらいので、今、冬時期になると葉も落ちて、樹木も休眠状態に入るので多少剪定しても木が枯れたりはないのでそういったことをやったり、冬の間公園のパトロールというようなことを随時やっているところでございます。

○中村誠吾委員

今、聞いただけでも公園というのは生きています。いろいろ手をかけなければならないということが事実なのですよね、それで93ある都市公園、そして52ある児童遊園地の維持管理についても季節季節によってもいろいろな状況で対応しなければならない。今、言ったとおりごみの収集や遊具の清掃だとか、これはローテーションがあってやらなければならないでしょうし、また見えてよくわかるのは、学校もそうですけれども、草刈りなどは一斉なのです、どこの公園も3日後に生えてくれるということがないわけですから、ですから一斉に伸びることになりますし、作業やいろいろな労働集約型の対応が一時期に集中するのです。それで、例えば私、驚いたのですけれども、木の剪定作業は積雪時にやっているのです。私、何で冬に木の剪定をやっているのかよくわからないのだけれども、そういう期間限定となってやっていることが非常にあります。それを先ほど聞いたとおり、どうしても限られた人員なのです。どのような作業スケジュールでやっていくのかということと、足りているのかということと、それと先ほど町会の公園愛護会の皆さんが一生懸命やってくれる、こことどのように連携しますかということを示してください。

○（建設）公園緑地課長

中村委員のおっしゃられるとおり草とか木は伸びる時期は一斉に生えてきますので、一度に全部ということは当然うちの市の職員だけではできないものですから、大きな公園については年間委託をして業者に任せてはいるのですけれども、そのほかについては公園愛護会の方が小さな街区公園については月に1回、2カ月に1回ぐらいはやっていただいております。そのほかにも臨時作業員さんだけでは手が回らないというところもありますので、市の職員で時間を見繕って子供がたくさん来るような公園をスポット的に自分たちで草刈り機を持って草を刈ったりというようなこともやっております。

あと、公園愛護会に対する協力体制なのですが、草刈りを実施するときに、事前にこちらにいつ草刈りをやるので終わったら草を回収してくださいとかと連絡が来ますので、その際に草刈り機と燃料、そういうものをうちで対応をしまして、公園巡視員がそれを会員の方の自宅まで運んでやってもらって、その後、後日回収に行くというようなことでやっております。

あと、ごみの回収ですとか遊具のふぐあいとかというのは適宜連絡いただければすぐ対応するようなことで行っております。

○中村誠吾委員

多くの方たちの善意でいろいろと成り立って、市はそれは責任をとるということはわかりました。予算もあるということではありますが、子供の安心していられる場所というものをつくらなければならない。それは家庭の中でもそうだし外でもそうですし、その一つのはっきりした場所が公園であります。安全対策も含めて、私は目を向けていってほしいし、必要な手だてをしっかりと将来に向けてやってほしいのですけれども、今後、小樽市域が限られていることや、新たな住宅のための大規模な開発行為が、もう終了といったら怒るけれども、そうあるわけでもないのではないかと思っています。公園数がどんどんふえてはいかないだろうと思えますけれども、最初に聞きました役割でいいますと、良好な都市環境を提供して、都市の安全性や市民活動の場であったり憩いの場であったり、そして豊かな地域づくりを活性化する役目も担っているまちづくりですよ。それで、ある意味では他のまちの人がうらやましく思って移住するぐらいの、目を見張るようなすばらしい発想のポイントの公園ができてほしいと思っています。

最後の質問なのですけれども、今後の公園の改修や維持についてはもちろんしっかり対応していただきたいと思うのですけれども、小樽市の未来の公園のあるべき方向性というのは、市民の皆さんからもこの間いろいろな御意見もいただいているでしょうし、小さな子供を持っている方もいればお年寄りの方が利用しているときもあるとか、先ほど言われましたけれども、利用する人の範囲というのは一応法で規定があるわけですよ、考え方が。そうしますと、私お年寄りがジャングルジムを登って一生懸命利用していると余り考えられないのです。それで何が言いたいかというと、みんな同じ形の公園を維持していくという発想というのは少し貧困ではないかと思っているのです。しかし、そういってもどこまで市に自由度があるか私、調べていないのでわかりませんし、いろいろな規定もあるのだと思うのですけれども、最後の質問なのですけれども、将来像を描いていくときに、小樽市独自でこういうことの研究というのはできますか、そしてやっていける方向性というのは見えますか、これが最後の質問です、独自性の問題。

○（建設）公園緑地課長

現在、市内の公園は建設後、30 年を超えているというところが約半分ぐらいございます。施設も老朽化していますので、小樽市公園施設長寿命化計画に基づいて遊具等の更新はしているところなのですけれども、国の予算の関係もあって、なかなか予定どおりには進んでいないというのが実情ではあります。

一方で、昨年、旧国鉄手宮線の散策路が完成しまして、中心街にある憩いの場として市民の皆様方のみならず、観光客の皆様方にもかかっている小樽の歴史の一端でも触れてもらえればというようなことを考えております。

小樽公園の再整備につきましても、主要な施設の改修がほぼ終わっております。あと、ことし園路だとか案内標識とかまだ残っている部分はございますけれども、小樽公園につきましては小樽市民の方でなにも知っている公園なので足を運んで楽しんでいただければと思っております。ただ、こういった公園をつくったときには、当然、後の維持管理というのがつきまってきます。私も公園緑地課に来るまで、市内の公園をどれぐらい実際利用されているのかと感じていたところなのですけれども、ここ二、三年整備が終わったさくら公園ですとか入船公園ですとか末広公園などを見に行くと、学校の後、すごい子供たちが楽しそうに遊んでいるのですよね。少し私もびっくりしているところなのですけれども、公園は必要なのだというのをしみじみ感じているところでございます。

また一方で、公園愛護会、四十何団体かあるのですけれども、この会員の皆さんがだんだん高齢化してきて草刈りをやる人がもういなくなったのでやめたいのだという相談もぼちぼちこちらに来ている状態でございます。そのようなことから、公園を使いたい利用者がどういった公園を望んでいるのか、どういった公園にしたいのかという話をよく聞きながら、そのためにはどういった管理の仕方がいいのか、どういった整備をすればいいのかということ、安全第一というのが第一命題なのですけれども、限られた予算の中で市民に喜ばれるような公園の維持管理というか整備をこれからやっていきたいとは考えてございます。

○委員長

民進党の質問を終結いたします。石田委員に移します。

石田委員。

○石田委員

◎除排雪全般について

それでは、除排雪全般について質問させていただきます。

まず、本会議、それから予算特別委員会を通して、2月9日の住吉線における出来事が結構話題になっておりまして、それに絡めて一応安全管理の面、それから夜間排雪、昼間の排雪あたりをテーマにしてお尋ねしたいと思っております。

それでは、小樽警察署から出ている除排雪作業における道路使用許可の条件というのが2枚あるはずなのです。除雪用と排雪用と2枚あるはずなのです。それぞれの2項目めと4項目めを読んでください。

○（建設）雪対策課長

今、小樽警察署から出されている道路使用許可ということでございますが、住吉線ということで第6ステーションの使用許可になるかと思われまして。第6ステーションの道路使用許可は除雪と排雪、大きく二つに分けてとっており、それぞれ業務の作業開始から業務期間の終了までとっております。

それでは、除雪や路面管理に関する道路使用許可の2項目めと4項目めについて、まず最初に読ませていただきます。

2項目め「歩行者、通行車両に対して危険を生じさせないように注意すること」、4項目め「除雪場所が片側交互通行、幅員減少等となる場合、除雪区間の始点と終点及び必要な箇所に安全知識技能を有した交通整理員を配置すること。また、交通整理員はヘルメット、夜行チョッキ、スターボー等安全資機材を確実に装着すること。」

続きまして、排雪に関する道路使用許可の2項目めと4項目めに移らせていただきます。

2項目め「作業箇所にはバリケード、保安柵、注意灯等々を設置し、さらにその手前に予告看板等を設置し、通過車両等が明らかに識別できるような方法を講じること。また、安全資機材の設置及び撤去は、交通誘導員の整理誘導のもとで行うこと」、4項目め「作業用車両の出入りに際しては、交通誘導員の誘導のもとに行い、他の交通に危険及び迷惑を与えないこと。なお、整理員は夜間には反射性のヘルメット及び夜行服等を着用すること」と記載されております。

○石田委員

そうなのです、バリケードだとか保安柵とかとちゃんと書いてあるのです。これ、実は市長の前に私が先に駆けつけておりますから、そのときにはこういうものが一切ございません。何で私がそこへ行ったかというのも、一部間違ったインターネット上のいろいろな書き込みがあって、石田委員は事前にその日の除排雪の予定を知っていたのではないかと、そんなような書き込みも書かれておりましたけれども、これは全然違いまして、私の知人、支持者でもありますけれども、私ที่บ้านにいたときに電話で通報を受けました。彼は、そこの小樽病院のほうから国道に向かって車を走らせていて、ちょうど国道に近づいた、そこの中央分離帯の雪の山に差しかかったときに突然雪の山が降ってきたと、転がって落ちてきたと、そして自分の車にぶつかりそうになったということで、私の携帯に電話が鳴ったわけなのです。私は、そんなことあるわけないだろうと、きちんとこういうことをやっているはずだ、安全対策をとっているとかと。とりあえず、私が見に行くということで、私は自宅すぐ近所ですから見に行きました。そうしたら、ちょうど国道から住吉線に入る角、阿久津内科がありまして左折をして行ったときに、まず誘導員もおりませんでした。ただ、タイヤドーザーが最初に目に入りました。その前にバックホーというのですかユンボのようなもので崩しておりました。それは、あくまでもあそこは一方通行ですから、小樽側の道路と札幌側の道

路とあるわけです。私が最初見に行ったときは、小樽側の道路を入っていきましてもすんなり入っていきました。制止されることもありませんでした。しかも、そのときの作業状態を見ると、普通コンボは手前にかくのですね、向こう側は交互通行させていましたから、当然車が通っているわけですよ。ですから、作業はこっちでやっていますから、手前にかいて普通雪を落とすはずなのに、向こうに押しつけるように雪を落としていると、そういう現実もありました。だから、多分私の友人が通りかかったときは向こうへ落としているタイミングで車にぶつかりそうになったのだということは想像できましたが、とりあえず私はそういう状況を確認したものですから、雪対策本部の職員の方に携帯電話を私、事前にわかっておりましたのでかけました。しかし、夜遅いというせいもあって出ただけなかったものですから、仕方がなく市長に電話をしたと。そうしたら、私、行きますと市長がそうおっしゃるので、そうですかと、少し待っててくれということだったものですから、何分後に来たかはわからないのですが、来るまでの間、私、その近所をパトロールしておりました。そして、ちょうど信香町とかを見て回ったときに、やはりこれ同じ秋津道路だと思うのですけれども、排雪の準備のためにもうタイヤドーザーで板を起こして排雪の準備をしているような状況だったと記憶をしております。それで、その辺をパトロールしてまた現場へ戻ったら、市長がもう来ていらっしゃって、その現場の監督らしき方とお話をしていたところまでが私がお話しできると思うのですけれども、あと市長がどのように話したかというところは、もう私が行った時点でもうほとんど話しついていたような状況なのでそこは私わかりませんが、ただどちらにしても、秋津道路の除雪部隊というのは、その後すぐ私が見てきた信香町の現場で排雪にすぐ入っていますから、だからどなたかの議員がおっしゃっているような、機械があたかもその後もう遊ばせてしまったみたいな、損害賠償だ云々なんていうことを言っていますけれども、もしもそんなことがあるのであれば秋津道路に確認していただきたいとは思いますが、ただ、どちらにしてもあの状態は私も見たことのないくらい危ない状態だという気がいたします。それで、各議員が市長がとめたとか何とかと言っていますけれども、あれとめないでいたら、例えば誰かがけがをしたり事故が起こってから言えばよかったかという絶対そういうわけはないので、やはりどこかのタイミングでは速やかに一旦はとめなければならぬ状況ではなかったのかと私はそう思います。まとめですけれども、この件に関しては。市民のことを考えますと、安全対策については重要であり、しっかり監視していかなければならないと思うのです。特に今回のような夜間作業には、必ず作業前には市職員が立ち会うとか、その他機械や誘導員、安全施設などの確認が必要であり、さらには作業時間の設定も重要であると考えます。つけ加えますけれども、例えばバス路線や交通量の多い路線は別として、それ以外の路線、例えば緑のはしごだとかあいうような場所というのは、住民の安眠妨害だとか出ていましたけれども、そういう環境対策上から見ても、また管理体制の面から見ても、夜ではなくやはり昼間でやるのが妥当だと私はそう考えるのですけれども、今の安全のこと、それから夜間排雪に対するいろいろな問題も含めて、雪対策課の見解をお話したいのですけれども。

○（建設）雪対策課長

まず今、石田委員からのお話の中で通行されている市民の方に迷惑をかけそうな状況があったというようなお話がありましたので、この件につきまして私も今、初めてわかりましたので、その件については、第6ステーションに確認してまいりたいと思っております。

また、市長の当時の行動についても言及がございましたが、あくまでも市長がとめておりませんので、確認を求めたということですので、その点については、こちらでもう一度答弁させていただきます。その上で夜間作業、主に排雪だということなのですが、排雪作業で作業前に安全確認や体制、重機の体制等を確認してはということなのですが、昼間にパトロール業務を行ったり書類整理を行ったり、時には市民の皆様の対応をしているというのが今、除雪対策本部の事務局の職員でございます。その業務をした上で、夜間にさらにこういうような確認業務をするということになりますと、いろいろと整理しなければいけない課題は多いと思います。ただ、今回の件を一例と挙げますと夜間の状況、我々はつかんでおりませんでしたので何らかの課題があるとも認識して

おりますので、今年度については、ほぼ業務が終盤でございますので、来年度に向けて、この課題について何ができるか研究していきたいと考えております。

また、バス路線や交通量の多い路線を除いて、昼間に排雪作業を行うべきではないのかということでございます。今、夜間にやっているところにつきましては、例年そのようなやり方をやってきているというところでございますが、ことしにつきましては、先ほど石田委員からも例示のございました通称緑のはしごというところにつきまして、一部昨年度まで夜間にやっていたところを昼に排雪作業を行っているところでございます。それは試行的にやっているもので、来年度に向けては当然環境面であったり経費、安全性、作業の効率、これらのことというのを総合的に見ていかなければいけないというのと、今回、夜間から昼間に作業を一部試行的に変更した路線について、どのようなことが起こったのか、どのようなものが今後それをやるには必要なのかということの分析も次年度から本格的にやっていくことになると思われますので、そこら辺を整理した上で、一定の方向性というものを次年度に向けて考えていきたいと思っております。

○石田委員

事前に委員の皆様には、この図面をお渡ししていると思うのですが、実際に今まで雪対策課は、このような図面のやりとりで安全にやっていると思っていただけなのですが、現実的にはこういうことがあるということを知ってほしいし、であればやはり先ほど言ったように、作業にかかる前には事前のチェックが必要であろうと、夜間で大変でしょうけれども、そこまでやらないと、本来は業者と信頼関係の中でやっているわけですから、現実的にこんなことが起こるといことはとんでもないことであります。それをまずつけ加えて質問を変えます。

それでは、パトロールが強化されたということで、その点について質問をさせていただきます。

私も 2 月は、もうほぼ毎日、朝 6 時ぐらいから 2 時間ほどパトロールをしてまいりまして、いろいろなことがわかってまいりました。その結果、第 2 種路線、第 3 種路線の路線が非常に悪い状態、幾らでも除雪ができる状態なのに、何日も入っていない路線が多々見受けられました。もっと細やかにできるはずなのですが、こういうことが後でコストのかかる原因になると思うのです。そこで幾つかお尋ねしてまいります。今年度からはパトロール人員も増員し、職員の方々とステーションの方々と両方で見回りしてきているはずですが、パトロール車はステーション分数あるわけですから、毎日市内一巡できるはずですが、一体どういう手順で、またどういう基準で見回りしているのか、当然パトロール日誌なんかつけているはずですのでどんなふうに行っているのかお答えください。

○（建設）雪対策課長

市側のパトロールにつきましては、七つのステーション分の車を用意しておりまして、パトロールについては、毎日行っております。基本的には除雪路線の状況を確認しているというところでございますが、雪が積もってきて排雪シーズンに入りますと、排雪作業が始まりますと排雪が必要な箇所の確認であったり、その後の作業状況の確認という作業もこのパトロールの中に加わります。これのほかの市民の皆様と直接市の職員が面接を求められる場合がございますので、その場合についてもパトロールの中で市民の皆さんと面接して、状況の説明であったり御要望を聞いたりというような形で行っております。これについては、各ステーション、同じようなことを行っております。

石田委員の御質問の中にパトロール日誌ということがございましたが、パトロール日誌につきましては、特につけておりませんので、これは今そういうような御指摘もありましたので、次年度に向けてパトロール日誌というのでも何らかのフォーマットをつくって作成していくようにいたします。

○石田委員

一応一生懸命パトロールやっていたいようなのですが、現実には、何でこんな状態になるまで放っておいているのかということなのです。やはりパトロールをしたら速やかにステーションに指示を出して、これが基本だと思うのですが、除雪対策本部の掌握の仕方が悪いのか、もしくは把握していても指示していないの

か、指示したら指示した分だけやっていただいたことに対しては、小樽市は、その成果を払うわけですから、出勤すればその分だけ業者だって売り上げも上がるはずなのです。なのに除雪がどんどん進まないというのは、もしかしたらこの J V の中で指示が伝わっていないのではないかとか、それは小樽市、この発注機関としてそのこと自体がおかしいと思いませんか。やはり市民に対する除雪が余りにも業者任せである、発注機関として市民に対してどうやって言いわけするのか、そういう部分についてお答えいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

七つの除雪業務につきましては、まず委託契約を結んでおりますので、ある程度は業者に任せているということでございます。その中で業者、除雪のことにつきましては、契約図書の一部でございます小樽市除雪業務特記仕様書、これに基づいて、これに記載されております出勤基準や必要な状況に基づきまして各ステーションが独自に判断をして作業することとしておりますが、著しくその判断が悪い等というようなことがあれば、当然我々も是正に向けて指示をしなければいけないと考えております。ただ、その上でパトロールをしたら除雪の仕方が悪いとか、疑問があるというようなところにつきましては、その都度、パトロールの都度、業務主任等に悪いところについては指摘しているところがございます。このようなやり方をしているのですけれども、それでも市内全て除雪が行き届いているというような状況にはなっておりません。それは、市民の皆様からもそのような声をいただいておりますので、そういうようなことを少なくするようにパトロールの仕方であったり、指摘の仕方について改めて我々でも確認していきますし、次年度に向けて、それらについて勉強していきたいと考えております。

○石田委員

やめます。

○委員長

石田委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 54 分

再開 午後 6 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党の討論を行います。

日本共産党は、継続審査中の陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修について、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方についての採択は、これまでと同様の理由によって採択といたします。

陳情第 13 号下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方の陳情は、生活生ごみを初め、下水道汚泥等についてのアミノ酸堆肥化をするものであり、日本共産党はごみの収集に当たって、生ごみなどは全て焼却するのではなく堆肥化するよう求めており、陳情趣旨には賛成の立場であります。

しかし、本市の堆肥化した飼料の需要や下水汚泥処理装置の設備を新設することを考慮すると、より検討していく必要があると思います。したがって、現行の設備の更新時期などに改めて検討することとして、本陳情については継続審査を主張いたします。詳しくは本会議にて報告いたしますが、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第 10 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情第 13 号及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして 3 月末日をもって退職される説明員の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思えます。

(理事者挨拶)

○委員長

退職なさるお二人におかれましては、今お話がございましたけれども、本当に長年にわたり市政発展のため尽くしてこられた御努力に対しまして改めて敬意を表しますとともに、委員を代表いたしまして感謝申し上げます。

京谷課長も佐々木所長もこれからも健康に十分に留意をされて、ますます御活躍されることを心から祈念申し上げます。

大変にお疲れさまでした。

本日は、これをもって散会いたします。